

平成24年 2 月宮崎県定例県議会（補正）

商工建設常任委員会会議録

平成24年 3 月 8 日～9 日

場 所 第5委員会室

平成24年3月8日（木曜日）

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第56号 平成23年度宮崎県一般会計補正
予算（第6号）

○議案第60号 平成23年度宮崎県小規模企業者
等設備導入資金特別会計補正予
算（第1号）

○議案第61号 平成23年度宮崎県えびの高原ス
ポーツレクリエーション施設特
別会計補正予算（第1号）

○議案第62号 平成23年度宮崎県営国民宿舎特
別会計補正予算（第1号）

○議案第65号 平成23年度宮崎県公共用地取得
事業特別会計補正予算（第1号）

○議案第66号 平成23年度宮崎県港湾整備事業
特別会計補正予算（第2号）

○議案第75号 風致地区内における建築等の規
制に関する条例の一部を改正す
る条例

○議案第76号 工事請負契約の締結について

○議案第77号 工事請負契約の締結について

○議案第78号 工事請負契約の締結について

○議案第79号 工事請負契約の変更について

○議案第81号 訴えの提起について

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及
び調停について（別紙2）

出席委員（8人）

委員長 松村 悟 郎

副委員長 渡辺 創

委員 緒嶋 雅 晃

委員 蓬原 正 三

委員 丸山 裕次郎

委員 内村 仁 子

委員 高橋 透

委員 囃師 博 規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 米原 隆 夫

商工観光労働部次長 長嶺 泰 弘

企業立地推進局長 森 幸 男

観光交流推進局長 安井 伸 二

商工政策課長 後沢 彰 宏

金融対策室長 菓子野 信 男

工業支援課長 富高 敏 明

商業支援課長 金子 洋 士

労働政策課長 篠田 良 廣

地域雇用対策室長 平原 利 明

企業立地課長 黒木 秀 樹

観光推進課長 向畑 公 俊

みやざきアピール課長 小八重 英

工業技術センター所長 橋口 貴 至

食品開発センター所長 工藤 哲 三

県立産業技術専門校長 押川 利 孝

県土整備部

県土整備部長 児玉 宏 紀

県土整備部次長
（ 総 括 ） 内栢保 博 秋

県土整備部次長 濱田 良 和

(道路・河川・港湾担当)

県土整備部次長
(都市計画・建築担当)

高速道対策局長
管理課長

用地対策課長
技術企画課長

工事検査課長
道路建設課長

道路保全課長
河川課長

ダム対策監
砂防課長

港湾課長
空港・ポート

セールス対策監
都市計画課長

建築住宅課長
営繕課長

施設保全対策監
高速道対策局次長

大田原 宣 治

中 野 穰 治

江 藤 修 一

河 野 俊 春

満 留 康 裕

前 田 安 徳

白 賀 宏 之

谷 口 幸 雄

野 中 和 弘

森 茂 雄

東 憲之介

坂 元 政 嗣

矢 野 透

大 迫 忠 敏

伊 藤 信 繁

酒 井 正 吾

上別府 智

沼 口 晴 彦

労働委員会事務局

事務局 長

調整審査課長

江 上 仁 訓

上玉利 正 利

事務局職員出席者

議事課 主 査

議事課 主任主事

前 田 陽 一

野 中 啓 史

○松村委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

昨日までの代表質問、一般質問、御苦労さまでございました。

まず、委員会の日程についてであります。お

手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それではそのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○江上労働委員会事務局 労働委員会事務局でございます。よろしく申し上げます。

労働委員会事務局の平成23年度2月補正予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の分厚い冊子がございます。平成23年度2月補正歳出予算説明資料、これで御説明を申し上げます。労働委員会は477ページをお願いいたします。今回の補正は一般会計で516万8,000円の減額をお願いいたしております。内訳につきましては、この冊子の481ページで御説明をいたします。事項別に御説明をいたします。事項は、職員費と委員会運営費の2つでございます。

まず、(事項)職員費でございますけれども、1万5,000円の増額でございます。これは、人事異動に伴いまして、所要額が増加したものでございます。

次に、(事項)委員会運営費でございますけれども、518万3,000円の減額となっております。これは、行政委員会委員の報酬条例改正に伴います委員報酬の執行残によるもの、そのほか経費の節約による執行残に伴うものでございます。

これらを合わせまして、差し引き516万8,000円の減額となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 委員報酬の算定はどういうふうに変ったのか。

○上玉利調整審査課長 委員の報酬につきましては、ことしの1月から変更になっておりまして、会長が月額単価11万円に合わせまして、日額単価1万9,500円となっております。公益委員につきましては、月額単価が9万1,500円、日額単価が1万5,600円です。労働者・使用者委員につきましては、月額単価が8万3,000円、日額単価が公益委員と同じ1万5,600円となっております。

○丸山委員 これに関してはいいと思っておりますが、ちなみに、1月からこれだけ減額ということでよろしいのか。これが来年度、通年になるとどれくらいのコスト削減になる可能性が出ると見たらいいのか。

○上玉利調整審査課長 ちなみに、昨年12月までですと、1人当たり16万5,000円報酬を支払っておりますけれども、1月、2月で見ますと、14万3,000円ということで、約8割に変更になっております。したがって、この傾向は24年度についても同様に続きますので、大体476万円ぐらいは減額になるのではないかと考えております。

○丸山委員 1月から3カ月分で290万円の報酬減ということと、通年で476万円というイメージがまだわからないんですが、もうちょっと説明をお願いします。

○上玉利調整審査課長 総額で申し上げます

と、12月までは2,232万円ですけれども、1月から3月までのものを見ますと、641万7,000円ということで計上しております。それが、1人当たりで見ますと16万5,000円から14万3,000円に減額になったという意味です。ですから、24年度と23年度の報酬ということで見ますと、大体476万円ぐらいの減額が見込まれるのではないかとということです。以上です。

○丸山委員 ちなみに、委員になられた方は今後どこかの時点で委員の改選の任期が来ると思うんですが、そうなった場合に、これくらいの報酬で引き受けていただけるということは可能だと認識していらっしゃいますか。

○江上労働委員会事務局長 委員はいろいろな職種の方がおられます。弁護士さんもおられますし、学識経験者もおられますけれども、通常の委員さんの場合はそうでないかもしれませんけれども、弁護士さんの場合は、相談の通常の報酬が30分5,000円と聞いておりますので、弁護士さんにとってみるとちょっと厳しい金額かなとは考えております。

○内村委員 481ページの2番なんですけど、労働争議の調整・不当労働行為の審査経費とありますけれども、こういう不当労働行為が何回も上げられてこれくらい少なくなったのか。

○上玉利調整審査課長 大変申しわけございません。耳が少し遠いものですから。不当労働行為につきましては、年平均2件ということで推移しております。今年度も2件ございまして、2件とも和解ということで終結はしております。

○松村委員長 質疑がないようですので、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようです。それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時10分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部でございます。本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○米原商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、お配りしております資料の目次のとおり、平成24年2月定例県議会提出議案（補正分）及び商工観光労働部をめぐる最近の動きについて御説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要でございます。議案第56号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」は、事業費の確定等に伴う補正を行うものであります。商工観光労働部の一般会計歳出は、補正前の額523億6,063万9,000円から今回9億9,492万1,000円を減額し、補正後の額が513億6,571万8,000円となります。

次に、繰越明許費の追加でございますが、広域拠点工業団地整備促進事業につきまして、平成24年度に繰り越しをお願いするものであります。

次に、議案第60号は、平成23年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計の歳入歳出予算を事業費の確定等に伴い、2億8,011万2,000円減額補正するものであります。

次に、議案第61号は、平成23年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計

の歳入歳出予算を所要見込み額の増に伴い、210万円増額補正するものであります。

2ページになりますが、議案第62号は、平成23年度宮崎県営国民宿舎特別会計の歳入歳出予算を所要見込み額の増に伴い、52万5,000円増額するものであります。

なお、資料にはございませんが、最後に、フェニックスリゾート社について私のほうから報告をさせていただきます。御案内のとおり、先月の23日にセガサミーホールディングス株式会社から、フェニックスリゾート社の全株式を取得し、子会社化するとの発表がなされました。このため、先般、観光推進課長がセガサミーホールディングス株式会社を訪問いたしまして、発表内容についてお話を直接伺ったところでありましたが、同社によりますと、株式譲渡契約を締結したばかりであるため、今後の計画等については譲渡終了後に説明したいとのことでありました。なお、その際の感触として、雇用については前向きに検討していただけるのではないかと推察をしたところであります。県としましては、今後とも、同社からの情報収集に努めるとともに、雇用の維持や、本県を代表するリゾート施設としてのシーガイアをさらに発展させていただくことなどをお願いしてまいりたいと考えております。

それでは、議案の詳細及びその他の報告事項につきましては、担当課長からそれぞれ御説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。私のほうからは以上でございます。

○後沢商工政策課長 平成24年2月定例県議会提出議案（平成23年度補正分）について御説明をさせていただきます。

私のほうからは、商工政策課の平成23年度2月補正予算について御説明をいたします。

お手元の平成23年度2月補正歳出予算説明資料の商工政策課のインデックスのところ、219ページをお開きください。まず、補正額の欄ですが、今回の補正額は、一般会計、特別会計合わせて4億9,125万8,000円の減額補正でございます。その結果、補正後の予算額は376億4,198万5,000円となります。

まず、一般会計についてですが、補正額は2億1,114万6,000円の減額で、補正後の予算額は370億717万3,000円となります。

それでは、主な事項について御説明をいたします。221ページをお開きください。(目) 労政総務費(事項) 職員費114万7,000円の増額でございますが、これは、職員の入れかえに伴うものでございます。

次に、(目) 商業総務費(事項) 職員費486万8,000円の減額、また次の222ページの(事項) 職員費1,761万円の減額、合わせて2,247万8,000円の減額につきましては、前年度より職員が2名減ったこと等による執行残でございます。

次に、(目) 商業振興費(事項) 中小企業金融対策費1億6,207万1,000円の減額でございます。2の中小企業金融円滑化補助金であります。これは、県中小企業融資制度に係る信用保証協会への保証料補助であります。額の確定に伴い、848万8,000円を減額するものであります。

3の信用保証協会損失補償金であります。これは、平成22年度の県融資制度の代位弁済額に対する損失補償であります。平成22年度の代位弁済件数、金額が少なかったことや、大口の代位弁済も少なかったことから、1億5,258万4,000円を減額するものであります。

223ページをごらんください。(事項) 組織化指導費995万7,000円の減額であります。これは、1の中小企業団体中央会等補助金の額の確定に

伴うもの等であり、また次の(事項) 小規模事業対策費1,719万3,000円の減額につきましても、1の小規模事業経営支援事業費補助金の額の確定に伴うもの等でございますが、いずれも給与改定に伴い、人件費補助が減額したこと等によるものであります。

次に、(目) 工鉱業総務費(事項) 職員費1,253万9,000円の増額でございますが、前年度より職員が1名ふえたこと等によるものでございます。

224ページをお開きください。(目) 工鉱業振興費(事項) 新産業・雇用創出推進事業費368万7,000円の減額でございますが、1の中山間地域新産業・雇用創出強化事業の額の確定に伴うものであります。

次の(事項) 新事業・新分野進出支援事業費554万2,000円の減額であります。これは、県産業支援財団への運営経費等の補助金の額の確定に伴うものであります。

次に、225ページをごらんください。小規模企業者等設備導入資金特別会計についてでございます。特別会計につきましては、お手元の平成24年2月定例県議会提出議案の議案第60号にございますが、引き続き、この資料で説明をさせていただきます。補正額は2億8,011万2,000円の減額でございます。補正後の予算額は6億3,481万2,000円となります。

まず、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費2億687万円の減額でございます。1の貸付事業1億5,000万円の減額であります。これは、小規模企業者等への設備資金の貸し付けを行う県産業支援財団への貸付金の額の確定に伴い、減額するものであります。2の一般会計への繰出金であります。これは、償還条件の変更により高度化資金借受者からの償還額が減少したことに伴い、5,246万8,000円を減額するもので

あります。

次に、(款) 公債費の(事項) 元金7,324万2,000円の減額でございます。これは、高度化資金のうち中小企業基盤整備機構から借り入れた貸付原資の償還に要する経費であります。同様に、借受者からの償還額が減少したことに伴い、減額するものであります。

商工政策課は以上でございます。

○富高工業支援課長 続きまして、工業支援課の2月補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の平成23年度2月補正歳出予算説明資料の工業支援課のインデックスのあります227ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正額は5,184万5,000円の減額補正となっております。補正後の額は11億9,835万1,000円となります。

次に、補正の主なものにつきまして御説明いたします。229ページをお開きください。(事項) 職員費であります。1,391万円の減額につきましては、前年度より職員が1名減ったこと等による執行残でございます。

次に、(事項) 産学官共同研究推進事業費であります。875万1,000円の減額となっておりますが、内訳につきましては、230ページをお開きください。これは主に、説明欄3にあります環境リサイクル技術開発促進対策事業におきまして、県内の産学官共同研究グループが行いました技術開発に要する補助経費が見込みを下回ったこと等による執行残であります。

次に、(事項) 技術振興対策費であります。630万6,000円の減額につきましては、特許の出願や特許を維持するために必要な経費が見込みを下回ったこと等によるものでございます。

次に、(事項) 下請企業振興事業費でありま

す。144万6,000円の増額となっておりますが、これは、産業支援財団のプロパー職員の異動に伴う人件費補助の増額等によるものであります。

次に、231ページをごらんください。(事項) 工業技術センター総務管理費であります。1,217万6,000円の減額につきましては、設備の保守点検や機械購入の入札残等によるものであります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金子商業支援課長 商業支援課の2月補正予算について御説明をいたします。

お手元の平成23年度2月補正歳出予算説明資料、商業支援課のインデックスのあります233ページをお開きください。当課の2月補正額は1,703万4,000円の減額で、補正後の額は5億6,214万3,000円となっております。

補正予算の主なものについて御説明いたします。235ページをお開きください。まず、(目) 商業総務費(事項) 職員費が506万2,000円の増額となっております。これは、公社等への派遣職員がOBから現役に振りかわったことによるものであります。

次に、(目) 商業振興費(事項) 大規模小売店舗適正化事業費172万7,000円の減額となっております。これは、当初の見込みより大規模小売店舗立地審議会の開催回数が少なかったことによる委員報酬等の執行残でございます。

次に、(事項) 中小商業活性化事業費236万9,000円の減額は、主に、2のまちなか商業再生支援事業の補助事業費の確定に伴うものであります。

次に、(事項) 地場産業総合振興対策費579万4,000円の減額であります。236ページをお開きください。主に、5の伝統的工芸品等後継者育成支援事業が当初の見込みより事業の受託事業所が少なかったことによる減額であります。

次に、(目) 貿易振興費(事項) 貿易促進費305万8,000円の減額であります。これは主に、1の海外交流駐在員設置事業につきまして、歴史的な円高の影響で海外事務所の経費に、いわゆる為替差益が発生し、執行残が生じたことによるものであります。

次に、(目) 物産振興費(事項) 県産品販路拡大推進事業費754万5,000円の減額であります。237ページをお開きください。これは主に、3の宮崎県産品販路拡大支援プロジェクト事業のうち、昨年4月に閉店した天神みやざき館KONNEの家賃等の減額に伴うものであります。

説明は以上であります。

○篠田労働政策課長 続きまして、労働政策課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのあります239ページをお開きください。今回の補正は4億3,465万4,000円の減額補正でありまして、補正後の予算額は79億407万9,000円となります。

それでは、主な事項につきまして御説明いたします。241ページをお開きください。(事項) 若年者就労支援推進費1,094万6,000円の減額であります。これは、説明欄の3の若年者等正規雇用化促進特別事業におきまして、助成金の申請が当初の見込みを下回ったことなどによる減額であります。

次に、242ページをお開きください。(事項) 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費2億2,041万7,000円の減額であります。これは、市町村補助事業の執行残などありますが、これらの執行残につきましては、平成24年度の事業の財源として執行していく予定であります。

次に、(事項) ふるさと雇用再生特別基金事業費1億1,500万4,000円の減額であります。次の

ページをごらんください。この減額は、市町村補助事業の執行残などあります。

次に、244ページをお開きください。(事項) 認定職業訓練費981万3,000円の減額であります。これは、説明欄2の認定職業訓練助成事業費補助金の減額によるものであります。この補助金は、認定職業訓練団体が実施する職業訓練に対しまして助成するものであります。訓練生が当初の見込みを下回ったこと等による減額であります。

次に、245ページをごらんください。(事項) 県立産業技術専門校費4,047万5,000円の減額であります。主なものについて御説明いたします。まず、1の管理運営費につきましては、光熱水費の節減や施設の保安委託料等の入札残などによるものであります。次に、2の訓練実習費につきましては、講師の報酬や訓練実習に係る材料購入経費の執行残などによるものであります。次に、3の委託訓練に関する経費につきましては、民間の教育訓練機関に委託して行っております職業訓練におきまして、一定の要件に該当する訓練生に支給しております訓練手当につきまして、受給対象者が当初の見込みを下回ったため、減額するものであります。次に、5の機器等整備費につきましては、訓練用機器の購入費や修繕費の執行残によるものであります。

労働政策課の説明は以上であります。

○黒木企業立地課長 続きまして、企業立地課の平成23年度2月補正予算について御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料、企業立地課のインデックスのところ、247ページをお開きください。企業立地課の2月補正は2億2,068万7,000円の減額補正で、補正後の予算額は36億7,561万8,000円となっております。以下、主な内容に

つきまして御説明をさせていただきます。

249ページをお開きください。(目) 工鉱業総務費でございますが、746万7,000円の減額としております。これは、職員1名の減員に伴う補正でございます。

(目) 工鉱業振興費でございますが、2億1,322万円の減額としております。内訳といたしましては、(事項) 企業立地基盤整備等対策費につきまして、1億5,547万円の減額としております。減額の主なものは、説明欄に掲げる事業のうち、2の広域拠点工業団地整備促進事業の減額によるものでございます。この事業は、大規模な工業団地の造成を行う市町村に対しまして、工業団地内の工業用水などの施設整備や調査に対して補助を行うものでございますが、今年度は補助事業が都城市に対する1件であり、また大型の基盤整備事業の申請がなかったことによるものでございます。

(事項) 企業誘致活動等対策費につきまして、565万円の減額といたしてしております。減額の内容といたしましては、説明欄に掲げております2の情報発信事業で企業立地促進協議会の負担金の減額やPR用パンフレット等の印刷費に執行残が生じたため、減額するものでございます。

次に、(事項) 立地企業フォローアップ等対策費でございますが、5,210万円の減額としております。これは、企業立地促進補助金の減額でございます。この補助金は、立地企業における初期投資の負担軽減を図るための補助金でございますが、当初予定しておりました金額に対しまして実際の申請額が下回る見込みのため、減額補正するものでございます。

次に、繰越明許費についてでございます。恐れ入りますが、常任委員会資料の1ページをご

らんいただけますでしょうか、中ほどの繰越明許費追加のところでございます。(事業名) 広域拠点工業団地整備促進事業で670万円の繰り越しをお願いしております。これは、先ほど御説明させていただきましたけれども、大規模な工業団地造成を行う市町村への補助事業でございますが、事業主体となります都城市におきまして、事業の一部を24年度に繰り越すことに伴いまして、県の事業費(補助金)も次年度へ繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○向畑観光推進課長 観光推進課の2月補正について御説明申し上げます。

お手元の冊子、平成23年度2月補正歳出予算説明資料の観光推進課のインデックスのところ、251ページをお開きください。観光推進課の歳出予算の補正額は4,676万4,000円の減額となっております。この結果、補正後の予算総額は11億6,982万3,000円でございます。

次に、253ページをお開きください。一般会計でございます。4,938万9,000円の減額となっております。補正後の予算額は8億4,626万3,000円でございます。以下、主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費390万9,000円の減額でございます。これは、県営国民宿舎特別会計の歳入予算におきまして、前年度からの繰越金及び諸収入が合計で390万9,000円生じたことにより、一般会計からの繰出金について同額を減額するものでございます。

次に、(事項) 観光振興費192万7,000円の増額でございます。これは、えびの高原スポーツレクリエーション施設であるスケート場の製氷設備修繕に伴う一般会計からの繰出金であります。

次に、(事項) 観光・コンベンション誘致促進

事業費1,055万3,000円の減額でございます。説明欄の2の緊急コンベンション開催受け入れ支援事業につきましては、東日本大震災や原発事故等の影響によりまして東日本で開催が危ぶまれておりました学会等につきましては、みやざき観光コンベンション協会とともに積極的に誘致活動を行ったところでございます。今年度の開催につきましては、学会自体の中止や延期となり、減額するものでございます。今年度の本県での開催は実現いたしませんでしたが、来年度以降につながる誘致活動を行えたところでございます。

続きまして、(事項)国内観光宣伝事業費400万円の減額でございます。254ページをお開きください。説明欄の1の九州新幹線観光バスルート実証実験事業につきましては、ふるさと雇用再生特別基金を活用しておりますが、新幹線からの本県への2次アクセスのための実証実験として観光バスを運行しております。この事業では事前予約制という条件としておりましたことから、予約が入らなかった日は運行を休止しており、休止した分のバス代の燃料費等不要となったことによる委託料の減額でございます。

次に、(事項)国際観光宣伝事業費1,240万円の減額でございます。説明欄の1の韓国誘客対策強化事業につきましては、これもふるさと雇用再生特別基金を活用しておりますが、みやざき観光コンベンション協会に韓国語を話せる職員を配置することとしておりましたが、7月からの雇用になったことがございまして、減額とするものでございます。説明欄の2でございます。緊急観光誘客促進事業につきましては、東日本大震災や原発事故、新燃岳の噴火等の影響により海外観光客が激減して厳しい状況にありましたことから、韓国や台湾などに対しまして、

知事を初めとする官民一体となったトップセールスを行い、旅行会社等へ本県観光の誘客を積極的に行ったところでありますが、地元の消費者の日本への観光需要の回復が鈍かったことなどから、地元の旅行会社による旅行商品の造成が少なかったため、今回減額するものでございます。一方、最近になりまして、新たな旅行商品の造成等が行われるなど、徐々にではありませんが、誘客活動の効果が出てきているものと考えております。

最後に、(事項)東日本大震災支援事業費2,250万円の減額でございます。これは、東日本大震災で被災した県から、災害救助法に基づく本県のホテル等への被災者受け入れ要請がなかったことで減額するものでございます。

以上が一般会計でございます。

次に、255ページのえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計についてであります。これは、昨年、スケート場オープン前に点検確認を行いましたところ、製氷設備の故障が判明したことから、修繕に要した経費について増額補正するものでございます。

次に、256ページをお開きください。県営国民宿舎特別会計についてであります。これは、新燃岳噴火に伴うえびの高原荘建物の火山灰等の洗浄、除去に要する増額補正であります。

なお、特別会計は、別途配付させていただいております平成24年2月定例県議会提出議案の議案第61号、議案第62号にもありますが、重複いたしますので、この説明にかえさせていただきます。

観光推進課の2月補正の説明は以上でございます。

○小八重みやざきアピール課長 みやざきアピール課の補正予算について御説明いたします。

お手元の2月補正歳出予算説明資料のみやざきアピール課のインデックスのところ、257ページでございますが、お開きをいただきたいと思っております。みやざきアピール課の歳出補正額は一般会計で1,016万6,000円の減額となっております。この結果、補正後の予算総額は1億7,209万1,000円となります。

次に、主な補正内容につきまして御説明いたします。259ページをお開きください。まず、(事項)職員費につきましては、県費で負担すべき職員数の減等により909万3,000円の減額をお願いするものであります。

次に、(事項)県外広報対策費につきましては、81万3,000円の減額を、また(事項)スポーツランドみやざき推進事業費につきましても26万円の減額をお願いするものであり、いずれも執行残に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑はありますか。

○内村委員 商業支援課にお尋ねいたします。伝統的工芸品の育成支援事業で427万7,000円の減額ということですが、こちらのほうの説明をもう一回お願いいたします。236ページです。

○金子商業支援課長 伝統的工芸品等後継者育成支援事業427万7,000円の減額ということですが、当事業は、ふるさと基金を利用いたしまして、後継者不足に悩む工芸の事業所に雇用いたしまして、いわゆる弟子入りというんでしょうか、そこで後継者の育成確保ということをおねらいとした事業でございまして、当初23年度は9名の方を予定しておったんですけれども、そのうち2名の方が事業所を退所なされまして、結果、7名ということになっていること等によりまして、所要の金額の減ということに

なったものでございます。

○内村委員 7名の方が残られて、やめられた2名の方はどういう職種だったのですか。

○金子商業支援課長 分野で申し上げますと、染物とかハマグリ基石あるいは基盤、木工、弓——大弓でございますけれども、そういった分野で7名の方が雇用されておるところでございます。やめられた2名の方の理由までは今、把握しておりませんが、そのような状況でございます。

○内村委員 続きまして、企業立地と観光推進もあわせてですが、職員の方の人件費が減となっているんですが、まず、企業立地のほう、職員の方が1名減で700万円というのはちょっと金額が高いんですが、どのクラスの方が減になったのか、そしてそれで仕事のほうが賄えていけるのか、お尋ねしたいと思います。

○黒木企業立地課長 この746万7,000円の減額は、主なものとしては1名減でございますけれども、当然、職員の入れかわりがございまして、全体としてこの金額になったというふうに御理解をいただきたいと思っております。それから、1名減につきましては、県庁全体の職員削減の流れの中の一環だというふうに思っております。私どもとしましては、現在の体制で、限られた人数ではございますけれども、立地の促進等に引き続き努めてまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○向畑観光推進課長 観光推進課のほうも、当課の職員とあわせて、コンベンション協会の派遣職員がございまして、その年齢層等ございますものから、自然増という形になっております。

○内村委員 同じくみやざきアピール課のほうでも職員減ということですが、これは削減だけ

なのか、それとも入れかわり——909万3,000円というのはちょっと大きいかなと思っているんですが、説明をお願いします。

○小八重みやざきアピール課長 私どもも職員10名おりますが、去年の4月から西都市からの交換といいますか、交流職員が1名参っておりますので、この職員費の負担は西都市が行うということになりますので、実質9名分の職員費の歳出となっております。それと男性職員が1人、4カ月間、これは無給になりますけれども、育児休暇をとりましたので、その分の減額ということでございます。

○内村委員 育児休暇の方は4カ月間だけでよかったのか、後は今年度にまた入ってくるんですか。

○小八重みやざきアピール課長 本人からの申請は4カ月ということで、その間、他の職員がカバーをして支障のない仕事をやってくれました。以上です。

○丸山委員 223ページ、組織化指導費のことについて、小規模を含めてなんですけど、我々のほうに商工会とか商工会議所のほうから、運営負担金が非常に厳しいということで、維持をしてほしいという話をよく聞くんなんですけど、この補助金が減額になったのは、説明によると職員費の person 費減ということだったんですけど、どのようなことなのか、もう少し教えていただきたいんですが。

○後沢商工政策課長 この2つについては、中央会と商工会議所、商工会の指導員さんなどの職員の方の person 費ということになっているわけですけど、商工団体の職員の方々の給与というのは、公務員と同じように人事委員会の勧告に従って増減をするということになっておりまして、今回、その勧告に従って、給与の改定

があって、それで減額したというのが一番大きな理由ということになっております。

○丸山委員 決して県の指導に伴って人が減ったというわけじゃないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○後沢商工政策課長 人数規模については、平成22年から23年にかけては、総計でいうと、中央会、商工会、商工会議所の事務局長、経営指導員、経営情報支援員などを合わせると若干の減ということにはなっておりますけれども、それは県の指導ということはありませんけれども、自然代謝の中で減少した分について person 費を出す必要はなくなりますので、それも今回の減額補正の理由としてないことはないというふうに考えております。

○丸山委員 我々のほうは、商工会、商工会議所等のほうから、かなり財政が厳しくなっているものですから、この堅持をお願いしたいという話をよく聞いているものですから、人員確保に当たって極力適正な指導をお願いしたいというふうに思います。

ふるさと雇用対策の基金事業のことについてなんですけど、今年度で終わるということで、242ページによると1億1,500万円程度が執行残ということになって、国のほうに返還せざるを得ないということではよろしいのでしょうか。

○平原地域雇用対策室長 ふるさと雇用基金事業につきましては、今おっしゃられたとおり、今年度で終わりということではございまして、この金額と、県庁のほかの課でもそれぞれ事業を実施してございまして、その分を含めまして返還するということになります。

○丸山委員 労働政策課のほうを担当していると思いますが、どれくらいトータルで返還するような形になると見込んでいらっしゃるんで

しょうか。

○平原地域雇用対策室長 現在、補正の減額等を合わせまして1億7,600万円余でございますが、今後、ふるさと雇用基金については、収益が出た場合は翌年度も事業を継続して、かつ失業者を雇っておりますが、その人たちの半数以上を雇用しなければ収益分は返還しなければいけないということになっておりますので、今後、その辺の精算をいたしまして、当初予算のほうでは2億5,000万円ほど返還金をお願いしようと思っているところでございます。

○丸山委員 2億5,000万円というのは大きな額になると。ずっとこの基金のことは懸念していたんですけれども、いろいろこれまで3年間かけて頑張っていたと思うんですが、全体で三十何億、その辺をまずお伺いします。

○平原地域雇用対策室長 ふるさとにつきましては、国のほうから63億3,000万円交付金をいただきまして、利息等もございまして、63億5,000万円余ということでございまして、その最終的な残余が2億5,000万円ぐらいになるのかなというふうに考えておるところでございます。

○丸山委員 2億5,000万円というのは、市町村ももちろん込みのことでよろしいのでしょうか。

○平原地域雇用対策室長 市町村事業も含めましてということでございます。

○丸山委員 ここで聞くべきなのかなんですが、事業継続が本当に可能なのかというのが一番大きなポイントになってきて、1億7,000万円ぐらいが事業継続がなければ2億5,000万円まで膨れるということになると、この事業がなくなったことによって継続雇用が厳しい事業がかなり多いというふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○平原地域雇用対策室長 今、正規雇用化した

場合は一時金を交付いたしておりますが、昨年度からの合計で現時点で282名の正規雇用一時金を交付いたしております。全体で見ると、今年度が700名ぐらいの雇用ですので、残念ながら、ある程度の方が失業ということになるのかなと。ただ、事業自体は、ちょっと前にアンケートをとりましたら、7割ぐらいは何らかの形で継続をしていきたいというふうに伺っておりますので、正規雇用化できなくても、期間を定めた雇用ですとか、ほかの会社に就職をあっせんして、できるだけ次の就職につながるようお願いをしているところでございます。

○丸山委員 気になるのは、本来はふるさと雇用の場合は継続雇用というのが前提でできた事業だというふうに認識しているものですから、3割近くが継続できないという形になってくると、この事業は正しかったのかというような厳しい指摘が来るんじゃないかと心配しております。その辺の懸念はされていらっしゃるのでしょうか。

○平原地域雇用対策室長 これは国の交付金を受けてやっておりますが、もともと国の事業の目標数値というのがございまして、継続雇用が20%以上ということで設定をされてございまして、先ほど説明しました一時金の割合でいきますと、それを超える部分はクリアできているのではないかなと思います。もちろん、もともと継続雇用が前提で緊急雇用事業と使い分けをしてきた事業でございますので、できるだけ何らかの形で今後とも継続雇用がなるようにしていかなきゃいけないと思っております。

○丸山委員 できるだけ継続的に事業等を、雇用ができるような形を、適切な指導をお願いしたいと思います。

引き続き、253ページと254ページなんですが、

緊急コンベンション受け入れ事業と緊急観光促進事業が、当初予算と申しますか、6月補正で組んでいただいたんですけれども、ほとんど執行ができなかったというのは非常に残念で、観光を伸ばしてほしいという気持ちがあって、結構オファーもあったという話も聞いていたんですけれども、実際、誘致に至らなかったというのは何が問題だったのか、今後どうやってクリアすればいいのかというのを検討されているのか、お伺いしたいと思います。

○向畑観光推進課長 委員御指摘のように、なかなか厳しかったなというのを最近私どもも肌身に感じているんですけれども、特に海外からの誘客に当たっては、東日本大震災、そして原発問題が風評被害と申しますか、そういったものがすごく大きかったのかなと。私ども知事を初め何度も足を運んだんですけれども、地元の旅行会社は、宮崎も含めてなんですけれども、日本に送客をしたいということで頑張ってはくださるんですが、なかなかそれが集客にまでつながってこなかったというのがございます。既存の私どもの予算、そして観光コンベンションと一緒に何回も何回も行きまして、宮崎に向けた旅行商品をつくってくださいというお願いを差し上げたところでした。やっと最近になって、そういった旅行商品ができ上がってきたのかなと。やはり最初にこの予算があったおかげでいろんなことを御提案できたというのはあると思います。コンベンションについてもそうです。思った以上に私どものほうへ来なかったというのも、もちろんそうなんですけれども、コンベンションの開催自体が中止をされていった。一昨年、口蹄疫の被害があった際にもなんですが、ある程度安全宣言が出て、その後、秋口から宮崎に向けた送客が、支援がなされていっ

たというのがございまして、なかなか思った以上の成果が上がってこなかったと。いずれにしても、私ども、コンベンションにいたしましても、誘客促進に関しましても、旅行商品をつくってくださいということでやった成果がやっと最近になって出てきているのかなというのを実感しております。この予算があったればこそできたことじゃないかなと思っております。

○丸山委員 頑張っていたかと思っております。今後とも、観光というのは宮崎にとっては大きなポテンシャルになると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。これが今回減額されるんですが、できれば繰り越してもやるんだというぐらいのネタがあればいいんですが、今は全くそこまで大きなものがないということで確認してよろしいのでしょうか。

○向畑観光推進課長 私ども、今回の事業で得られた教訓というのが1つありまして、やはり息長く粘り強くPRと申しますか、そういうプロモーションを図っていくことが、じわっとですけれども、旅行商品の造成につながると思いますので、次年度に向けて頑張っていきたいと思っております。

○丸山委員 ぜひ頑張してほしいという、それしかないものですから、引き続きの御努力をお願いしたいと思っております。

○内村委員 254ページ、観光推進課になりますけれども、東日本大震災支援事業費で2,250万円の減額がされておりますが、この内容をちょっと説明を……。災害救助法による被災者がいなかったということだったんですが、どういう内容の、対象の支援事業だったのでしょうか。

○向畑観光推進課長 この事業は、基本的には観光庁のほうでスキームを示しまして、手順としましては、私どもで受け入れるホテルはあり

ませんかというリクエストがあつて、リストを差し上げました。その際にやっぱりネックとなつたのが、宮城を初めとする被災県からの申し出で私どものほうに受け入れ先をとというのがあつて、まず被災者の方が、その市町村なりがデータを集めて、そして県を通じて私どものほうにという手順がございました。そういった手順を踏まずに被災された方々がいろんなところを尋ねられて行かれたというのがあつて、今回、宮崎に関してはこのスキームでは来られなかったといったところで減額をさせていただいているところでございます。

○内村委員 直接、連絡はなかったということですが、情報では何人か見えているということは把握していらっしゃるのでしょうか。

○向畑観光推進課長 この事業ができた当初、昨年の4月ですが、私ども本県での受け入れ可能が2,400ぐらいだったんですけれども、その中で、現時点、今残っていらっしゃる方といえますか、受け入れ施設は先ほど言った数字なんですけれども、実際来られたのは1割程度、256名の方が宮崎には今来ていらっしゃいます。

○内村委員 256名の方はまだ今も宮崎にいらっしゃいますか。

○向畑観光推進課長 今、把握している数字でいきますと、ことし2月23日、これは危機管理課のほうでお調べになっていらっしゃるんですが、この数字が256名となっておりますが、これが実際に避難された方かどうかというのは、詳細についてはわからないということでございました。災害救助法から適用を受けて、それで来られたかどうかはわからないけれども、県内に今、被災地から避難者として来ていらっしゃる方は256名というふうに伺っております。

○緒嶋委員 商工政策課、信用保証協会の損失

補償金、1億5,258万4,000円、弁済の件数とかはどういうふうになっておるわけですか。弁済された件数、これは減額ということであるけれども、かなりの金額を弁済されたわけですか。

○菓子野金融対策室長 本年度1億8,000万円の当初予算を組んでおりました。実際の損失補償額は2,741万5,000円でございます、1億5,258万4,000円の減額をしたというものでございます。このうちの県の損失補償の対象額、これが6億4,522万2,000円でございます。

○緒嶋委員 件数はわかるかな。何件分の代位弁済したか。

○菓子野金融対策室長 件数はちょっとお待ちください。

○緒嶋委員 工業支援課、今、宮崎県は農商工連携というのを一番中心に頑張らにやいかんということでありまして、金額的には173万円の減額ということなんですが、やっぱりこれは、該当するのがそうまでないということですか。農商工連携に対する希望というか、そういう案件が出てきていないということですか。

○富高工業支援課長 229ページに記載しておりますみやざき農商工連携推進事業と申しますのは、産業支援財団のほうに2名のスタッフを配置いたしまして、農商工連携の相談ですとかフォローアップをお願いしている事業でございます。委員おっしゃる支援事業と申しますのは、これも財団のほうに25億の基金を積み立てておりまして、この運用益を、3,600万円ほどございますが、それを活用しながら今、支援をしております、本年度で3年を迎えるわけですが、これまで48件、1億500万円ほどの支援をさせていただいておりますので、かなり需要は多いということでございます。ファンド事業でございますので、この欄には上がってこないと

いうことになっております。

○緒嶋委員 かなりな実績はあるけれども、推進事業が減額というような形になっているものだから、希望が少ないのかなという感じを受けるわけです。

○富高工業支援課長 そういうことではございませんで、純粹に事務費とか、そういったものが減額になったということでございます。

○緒嶋委員 もう一つ、産学官共同研究推進事業も875万1,000円減額だが、産学官の研究推進というのは当然進めなければいけないことですが、これについてはどういうふう——環境リサイクルの技術開発が減額ということであるわけですが、これは途中からほかのものに振りかえるというようなことはできんわけですか。

○富高工業支援課長 これにつきましても、主に3番の環境リサイクルの関係の事業の減ということになっておりますが、この事業につきましては、技術開発に対する補助を計画どおり採択いたしておりますけれども、2カ年事業ということでございまして、事業の一部を24年度、来年度に回すということになりまして、その分の今年度の分が減少したというような主な理由がございまして、減少になっているということでございます。後は若干事務費とか、そういったものが減少になっている、そういうことでございます。

○緒嶋委員 次に、労働政策課、ふるさと雇用は国のほうに返還が1億7,600万円ですか。緊急雇用のほうは、これは繰り越しができるということですか。

○平原地域雇用対策室長 緊急雇用創出事業につきましては、来年度も事業が可能ということで、今年度減額した分については来年度また基

金から財源として使えるということになっております。

○緒嶋委員 来年度また減額するようなことがあれば、そのときは国に返還しなきゃいかんということになるわけですね。

○平原地域雇用対策室長 来年度の事業も、一部、来年度の途中から始めた事業については1年間の雇用はいいということになっておりますので、25年度の途中まで使える部分もございしますが、やはりこれは人件費でございまして、途中でおやめになったり、雇用がおくれたりすると、どうしても執行残が出てまいります。その分については最終的には国に返還するということになっております。

○緒嶋委員 63億3,000万円の中から1億7,000万円というのは、金額的には大したことはないと思われるかもしれんけれども、やはりこれはかなりな金額であることは間違いないので、ふるさと雇用再生、この基金の残額のようなことができるだけないようにするのが当然執行上は必要なことなので、ふるさと雇用再生基金の特別基金のようなことにはならんように全体的な中で考えなければ、市町村からの補助の残が発生すればまた同じようなことになるんじゃないかと思うんです。そのあたりは十分留意しながらやらんと、ふるさと雇用と同じような、二の舞を踏むんじゃないかなという気がするんですけども、そのあたりの考え方というか、対策というか、今言われたことも懸念材料であるので、そういう懸念が払拭されるように積極的に注視していかなければ、ある意味ではもったいないというふうにも思うんですけども、そのあたりはどうですか。

○平原地域雇用対策室長 ふるさと雇用については継続雇用が前提ということで、委託でない

といけないとかいうような基準——緊急雇用も今ほとんど同じような運用になってきておるので、おっしゃるようなことが懸念されますので、県庁の各課、それから各市町村にできるだけ活用するように今後とも指導してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 ぜひお願いします。それから、企業立地課、広域拠点工業団地整備促進事業で1億5,117万円が減額でありますけれども、やはり企業誘致を進めるためには、そういう団地がなければ誘致はできないわけでありまして、市町村の取り組みが、そういう希望が少ないということですか。

○黒木企業立地課長 今、委員がおっしゃったように、我々としては受け皿づくりは非常に重要だというふうに考えております。当初予算につきましては、他の市町村からの申請も受け付けるように枠として予算を確保させていただいたんですが、結果として都城市からしか申請がなかったということもございます。もし他の市町村からもそういう御要望があれば、そこは我々としては受け付けてまいりたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 今、宮崎県でこういう団地として余剰的なものというか、そういう受け皿的な、予備的なものが、かなりストックがあるわけですか。造成してもフリーウェイのようになかなか消化できなかったということで、最終的には県が責任をとったような感じにもなったけれども、そういうことがあっちゃいけないわけですが、そういう受け皿をいかに確保しておくかということも企業誘致の中で大きな要件になると思うんですけれども、そのあたりのストックとしてはかなりな団地が今、造成されておるわけですか。

○黒木企業立地課長 各市町のほうでそれぞれ団地なりを持っておられまして、すべての分譲が終わっているわけではございません。やっぱり少しの区画が残っているところもございます。重立ったところでいいますと、委員おっしゃるように、フリーウェイ工業団地が面積としては一番広く、約23ヘクタールございます。それから次に広いのが宮崎ハイテク工業団地、こちらが22ヘクタールございます。それから、今整備中の都城インター工業団地、ここは約18ヘクタール、北のほうにまいりますと延岡のクリアパークの第2工区、ここが11ヘクタールということで、大きい広い面積を確保しておられるところと、先ほど申しあげましたように、分譲は進んでいるんですけれども、まだ小さい区画が残っているという団地もあるということでございます。

○緒嶋委員 来年度予算、まだ審議が続く段階ですけれども、やはりぜひある程度積極的な企業誘致で、1万人とか5,000人とか誘致しますといっても、やっぱりこういうことも含めて、そうじゃないと大規模な雇用を生むような企業の誘致はなかなか望めんし、こういう不況の中では特に難しいと思うので、ある程度積極的に将来を見越したストックの造成というか、団地整備については市町村とも十分連携をとって、また県自身も積極的に動いて進める必要があると思いますので、今後とも努力していただきたいというふうに思います。

○菓子野金融対策室長 先ほどお尋ねいただきました代位弁済額でございますけれども、先ほど申しました損失補償額2,741万5,000円は平成22年度の代位弁済額を弁済するというものですけれども、県制度全体で176件、9億9,855万1,000円ということになっております。このう

ちの一部について損失補償をしているということでございまして、その一部の額が6億4,522万2,000円ということになっております。

○緒嶋委員 代位弁済のそれぞれ弁済するところがありますね。保証協会がやるとか、県がやるとか、そういう比率というのは決まっているわけですか。

○菓子野金融対策室長 この保険制度で賄われる割合なんですけれども、これは信用保険法とか、その他の特別法でその割合が定められておりました、7割から9割というものがございします。その残余の割合につきましては、いろんな制度がございまして、その3割から1割を全額負担する場合もあれば、その他、金融機関にも責任を負っていただくということで、責任共有制度というのがございします。その場合は、例えば8割の保険が給付される場合には2割が金融機関のほうで負担をするといった形になっていきます。残余の利子につきましては、信用保証協会と県が損失補償をするといった仕組みのものもございします。

○高橋委員 労働政策課にお尋ねしますが、先ほども出ていましたが、雇用の関係で緊急雇用とふるさと雇用の違い、いわゆる雇用要件がそれぞれ違っていたと思うんです。先ほどの説明によると、どちらも継続雇用だということでおっしゃっていましたが、その辺、もうちょっと簡単に明確に。

○平原地域雇用対策室長 緊急雇用のほうは1年以内の雇用ということでございまして、1年を超える雇用はできないようになっております。逆に、ふるさと雇用のほうは継続雇用ということで、1年以上の雇用を前提に事業を組むということになっております。

○高橋委員 緊急雇用は1年だけしか雇用しな

いものだから、結局こういう残が出たと思うんです。ただ、市町村から見ると、お金が欲しくて雇用する事業というのはあるわけです。だから、23年度と同じような要件といいたまいますか、そういった分で市町村におろしても、先ほど問題で上がりましたけれども、返還となるような、そういうことが予想されるものですから、宮崎県で何か方法を変えられるものか。国の縛りがもちろん基本的にはあると思うんです。何かそれをうまく24年度反映できないのかなという感じがしたものですから。

○平原地域雇用対策室長 もともと雇用創出事業ということで、その部分の縛りは国のほうできっちり決められておりました、変えることはできないとなっております。

○高橋委員 ちょっと確認します。同じ人は雇えないということで、それはあるわけで、例えば職種が変わるとか、雇用の仕方が、市町村の仕事の創出の関係で仕事の内容が変わった場合はどうなるのでしょうか。

○平原地域雇用対策室長 個人ごとに1年というのをカウントしていくことになっておりますので、例えばAという事業でやっていて、翌年度、ではB事業ならいいかとかいうことは、認められないということになっております。

○高橋委員 わかりました。では、人ですね。人でいくということですね。

○平原地域雇用対策室長 そういってございします。

○図師委員 237ページの福岡KONNEの件なんですけど、これは予定どおりの閉店なのか、また今後の展開をどう考えていらっしゃるか、教えてください。

○金子商業支援課長 私どもは、4月に閉店した以降も、やはり福岡地区の重要性ということ

をかんがみまして、例えば博多駅地区あるいは天神地区、あるいは西新地区、百道地区というような感じで、かなりの候補地のリサーチ等もやってきました。そして、財源の確保とか、運営方法とか、いろいろ関係機関とも協議しながら進めてまいりましたが、結果として年度内実現ができなかったということでございます。ただ、今後につきましても、その調査検討については継続してまいりたいというふうに考えております。

○**図師委員** 私も福岡KONNEに2度ほど行かせていただいたんですが、やっぱり立地的に、人の流れとはちょっと外れたところに立地されていまして、次の候補地はそういうところも十分考慮されて、総括として、福岡KONNEの実績とか、役割は果たせたものなんですか、いかがでしょうか。

○**金子商業支援課長** 売り上げでいいますと、確かに厳しいものがございましたけれども、宮崎のアンテナショップができたということで、かなりメディア等にも取り上げられたりとか、向こうのバイヤーさんが来ていただいたりとか、そういった意味では、やはり置いた価値はあったというふうに見ております。ただ、いかんせん、7坪弱ぐらいの小さなエリアだったものですから、あそこでもって爆発的な売り上げまではいかなかったんですけれども、あれだけの商業集積地であり、また情報発信のいろんな機能も持っておりますので、やはりお金に換算できないといいたいまいしょうか、売り上げだけでは換算できないような設置効果というのはあったというふうに見ております。

○**図師委員** 次の展開を期待します。以上です。

○**渡辺副委員長** 254ページなんですが、観光推進課の部分ですが、九州新幹線観光バスルート

実証実験事業、申し込みがなければ運行しない日もあったということで、こういう残が残ったというお話でしたが、実際にその運行実績というか、当初の予算額はわかりませんが、どのぐらい運行したのかという実態はどうなんですか。

○**向畑観光推進課長** 去年の4月からことしの3月までの乗降見込みなんですけれども、熊本ルートが84便、鹿児島ルートが63便、運行しております。

○**渡辺副委員長** 想定されていた母数がわからないんですけれども、例えば毎日運行する可能性があったということではないんですか。

○**向畑観光推進課長** これは、土日、祝日を想定しておりましたものですから。

○**渡辺副委員長** では、かなりの率では走っているということですね、このぐらいになるということは。

○**向畑観光推進課長** はい。夏休みとか、10月、11月、12月とか、期間によっては大体走っております。

○**渡辺副委員長** 同じページですが、先ほど内村委員の質問にもあった部分なんですけど、東日本の関係のところを確認ですが、250名程度の受け入れがあった、法律に基づくものかはわからないけれども、被災地からという言い方だったかと思うんですが、被災地というのはいわゆる3県のみを指しているんでしょうか。

○**向畑観光推進課長** この数字につきましては、先ほど申しましたが、危機管理課が各市町村に確認をされたものでございまして、その詳細についてはわかりかねます。

○**松村委員長** 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**松村委員長** 質疑がないようです。その他の

報告事項に移ります。その他の報告事項に関する説明を求めます。

○金子商業支援課長 報告事項といたしまして、委員会資料の3ページをお願いいたします。みやざき東アジア経済交流戦略の最終案について御説明をいたします。なお、お手元には別冊で最終案の本編を配付させていただいております。

本戦略は、これまでの県産品の販路拡大に加え、観光誘致や国際交通網の整備、グローバル人材の育成といった分野におきまして、民間と行政が一体となって、成長著しい東アジア市場の開拓や経済交流の拡大等に取り組む指針として策定するものであります。

2の策定の経過にありますように、昨年8月に庁内の策定会議を立ち上げまして、民間や関係団体との意見交換を経て、昨年12月の当委員会に中間素案を御報告させていただきました。その後、パブリックコメントや民間との意見交換等を重ねまして、最終案として取りまとめ、本日それを御報告させていただくものであります。下の参考にありますように、中国や香港との直行便の開設などといった9件の御意見が寄せられたところであります。

3に戦略案のポイントとして3点まとめてあります。1点目は、県産品の輸出促進、観光交流の推進及び経済交流基盤の整備の3分野を有機的に連携させて戦略の総合的な推進を図ること、このため、関係部局で構成します東アジア経済交流戦略推進本部を設置し、施策の効率的、効果的な推進や効果検証に努めることであります。2点目は、民間と協働した、これは仮称でございますが、みやざき食と農海外輸出促進協議会やチームみやざきスギ推進本部を核としまして、オールみやざきの輸出支援体制の構築や海外拠点機能の強化、物流体制の整備等により、

農林水産物、加工食品の一体的な販路開拓等に取り組むこと、3点目は、東アジアとの地理的な近さや、温暖な気候、豊かな自然、食の宝庫といった強みを強くアピールして宮崎の認知度を向上させながら、県産品輸出や観光交流の促進等についてオールみやざきによる効果的、総合的なプロモーションを展開すること、以上の3点であります。

続きまして、4ページをごらんください。そこから8ページにかけまして最終案の概要を取りまとめております。1の策定の趣旨から次のページの4の戦略の体系までは、さきの中間素案の内容と変わっておりません。

6ページをお願いしたいと思います。分野横断的なオールみやざきによる県産品の輸出体制の構築が先ほど御説明した戦略のポイントの2点目に対応するものであります。右側の図にありますとおり、各種協議会や、産地・企業、そして県の3者によるオールみやざきの体制をつくり、国や九州各県、ジェトロ等の関係機関と連携し、支援を受けながら輸出促進を図ってまいります。

続きまして、7ページは、戦略のポイントの3点目に対応するもので、分野横断的なオールみやざきによるプロモーションの展開を分野別、相手国・地域別に整理しております。上の共通の欄は、宮崎の認知度を高めていく主なセールスポイントを掲げております。県産品輸出の欄は、これまでの取り組みや相手国の輸入障壁等を勘案したものになっております。観光交流の欄は、観光誘客と、それと密接に関連いたします国際航空便への対応を一体的に整理しております。末尾に記載してございますとおり、単県のみでの取り組みではなく、国や九州各県等との連携した共同事業や誘致宣伝にも、今後、より

力を注いでまいります。

8ページの5の数値目標であります。4つの項目は変わっておりませんが、輸出に取り組む中小企業数について、最近の動向を踏まえまして、28年度の目標値を76社から80社に変更いたしました。また、韓国、台湾、中国、香港からの外国人宿泊客数につきましても、誘客事業を強化することにより9万人から10万人に変更いたしました。

最後に、6の戦略の推進体制については内容変更はありません。

海外展開をめぐるまは、歴史的な円高や原発事故による風評被害の発生、新興市場をにらんだ地域間・国際間競争の激化など、厳しい環境下にあります。庁内はもとより、関係機関や民間企業と強固なスクラムを組んで、本戦略の積極的な推進に努めていくことによりまして、戦略が目指します「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやざき」の実現を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○黒木企業立地課長 平成23年度の企業立地の状況について御説明させていただきます。

常任委員会資料の9ページをごらんください。まず、1の企業立地の状況についてでございますが、今年度の立地件数は本日現在で27件、うち県外立地が5件、最終雇用予定者数は1,385人となっております。

立地認定いたしました企業の一覧をその下に記載しておりますが、立地企業として認定しました企業名、業種、立地予定の市町村等を記載いたしております。

なお、県外からの新規立地企業につきましては、左側の欄の番号を丸で囲っておりまして、③のイー・ガーディアン株式会社のほか、全部

で5件、なお、⑪のテンプスタッフにつきましては、最終雇用予定者数476人の大型案件というふうになっております。

なお、参考といたしまして、次の10ページの下段に、過去5カ年間の立地件数及び最終雇用予定者数を記載いたしております。

次に、11ページをごらんください。立地企業の雇用実績についてでございます。今回、立地企業の雇用の状況を把握するため、調査を実施いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

まず、1の調査の概要でございますが、平成18年度から22年度までの過去5年間に認定いたしました立地企業を対象といたしまして、電話による個別調査により昨年12月末現在の実雇用者数を調査いたしました。

2の調査の結果でございますが、過去5年間の立地件数は117件でございます。その最終雇用予定者数は5,977名、実雇用者数は合計で4,823名でございます。この実雇用者数は、原則といたしまして、立地に伴って県内から新たに雇用され、雇用保険の被保険者として1年を超えて雇用されている12月末現在の従業員数でございます。途中退職した従業員は差し引かせていただいております。下の表に認定年度ごとの立地件数及び立地企業における実雇用者数等を記載いたしております。

表の一番下の段に最終雇用予定者数に対する実雇用者数の割合を記載しておりますが、全体の傾向といたしましては、年度が古いほど高くなり、認定から約5年を経過しました段階では約90%を超えているという状況でございます。

これは、企業が立地される際に、3年から5年の設備投資や採用に関する事業計画を作成してもらっておりまして、その最終年度までの雇用

者数を最終雇用予定者数というふうに取り扱っておりますが、平成18年度に認定した企業が約5年を経まして、立地の際に計画した最終雇用予定者数に近づいたものというふうに考えております。

なお、19、20年度の認定企業が低目の数字というふうになっておりますが、これは、平成20年に発生いたしましたリーマンショックによる全国的な景気低迷、その後の円高等が影響しているものというふうに考えております。最近立地いたしました企業につきましては、これからまた段階的に雇用をふやしていかれるというふうに考えておりますが、私どもとしましては、立地企業に対するフォローアップに努めますとともに、その中で県内からの雇用の確保を支援し、また引き続き、企業立地の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○向畑観光推進課長 それでは、資料の12ページをお開きください。私のほうから、「花旅みやざき2012」の展開について御報告申し上げます。

花旅みやざきの概要につきましては、昨年12月の常任委員会において御報告いたしておりますが、本日は具体的な取り組みについて御報告いたします。

まず、目的でございますが、本県への誘客促進を図るということで、年間を通じて観光客がいつでも本県の花の名所に足を運び、観光地や地域の文化に触れる旅を推進することとしております。

事業主体は、花とみどりのみやざきづくり推進協議会でございます。

取り組みですけれども、お手元にパンフレットを配付させていただいておりますので、このパンフレットで御説明申し上げます。裏面をご

らんください。「花旅はここから!!スターティングイベント開催」と書いておりますが、花旅は1年間通してやっていきますので、今月の23日から25日、宮崎県総合文化公園でスターティングイベントを行います。インフィオラータという、南九州で初めてなんです、花びらで大きな絵をかくということで、23、24、25日の3日間かけてごらんいただくんですけども、22日から、ボランティアの方々200名ほどを募集しております、そうした方々が花絵をかいていただくと。そして、24日に県立美術館、ここは天の岩戸をモチーフにして設計されておりますので、ここで3Dの古事記編さん1300年を記念いたしました映写会を行うこととしております。この映写会は、前日23日に試写会もございまして、ぜひ委員の方々もお時間をいただきましてごらんいただければと思います。

そして、花旅みやざきが一番大きなポイントとしておりますのは、年間を通してPRするというので、今、花旅みやざき2012のガイドブックを作成させていただいております。春夏バージョンと秋冬バージョンでございまして、これを総数5万部配布いたしまして、市町村とともにこの新しい花旅を売っていきたくて思っております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○小八重みやざきアピール課長 みやざきアピール課からオールみやざき営業チームの最近の状況について御報告を申し上げます。

委員会資料の13ページをお開きください。1つ目は、「みやざき犬」の活動状況についてでございます。昨年の11月11日に誕生して以来、先月末までの間に、(1)に記載しておりますように、合計85回の取材、出演等の実績がございまして、延べ127体が活動をいたしております。こ

の間の日数がおおむね110日ほどでございますので、1週間のうち5日間は何らかのイベントや行事に参加しているという勘定になっております。県内、県外の別は資料のとおりでございますが、遠くは、みやざき感謝プロジェクトで宮城県の山元町にまで出向いております。

次に、(2)のイラストの活用状況でございます。私どもとしましては、「みやざき犬」を多くの方に知っていただき、活用していただくことが、県のキャラクターとして定着していく一番の方法であると考えております。したがって、御要望がございましたら、冊子やパンフレットなどにイラストを活用していただけるよう、イラストの利用についてのガイドラインをお示しし、随時その利用を許可しているところでございます。活用例といたしましては、県では、資料にもございますが、情報誌の表紙や県庁ホームページ、記者会見のバックボードなどのほか、各課の会議資料ですとかチラシにもイラストを使っているところでございます。また、民間等でいきますと、8号館1階物産センターKONNEのディスプレイでございますとか、宮崎商工会議所が運行しております観光周遊バスの外装などにも活用をいただいております。

なお、イラストの使用申請は、2月末日現在で52件となっております、ここに持ってきておりますが、ノートなどの商品化につながっている例もございます。今後とも、多くの皆様に活用していただき、キャラクターのさらなる定着、浸透を図ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目でございます。みやざきweeeekの実施状況について御報告いたします。2月から3月にかけては、日向夏ですとか完熟きんかんを初め、宮崎の食の魅力が増してまいる時期でございますし、スポーツキャンプや花を

メインにした観光の魅力もふえてまいります。本格的な食や観光の魅力が充実する時期に先駆けまして、さまざまな企業とコラボレーションしながら、宮崎フェアですとか宮崎物産展を一定期間中に同時多発的に開催することを通じまして、宮崎の情報を集中的に発信いたしますみやざきweeeekというものを、首都圏、関西圏並びに福岡・中四国圏の3圏域で実施をいたしております。また、各エリアには、いわゆる宮崎ゆかりの店という店がございまして、これらの店舗では、お手元にお配りをしておりますガイドブックでございますが、こういったものを配っていただくですとか、ポスターを張っていただくとかいうようなことでプロモーション活動の盛り上げに御協力をいただいているところでございます。

報告は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終わりました。その他の報告事項について質疑はありませんか。

○蓬原委員 企業立地についてですが、頑張っているなど思っています。その中で、18年度から22年度まで誘致してきたものがありますが、撤退したものはないのかどうか、マイナス部分。

○黒木企業立地課長 撤退した企業もございません。18年度立地件数16というふうになっておりますが、このうち2件については撤退をされています。ただ、最終雇用予定者数等については撤退された企業の分もひっくるめて入れておりますので、トータル数に対しての進捗率というふうに御理解をいただければと思っております。

○蓬原委員 18年だけです、撤退があったのは。後はないと。

○黒木企業立地課長 撤退は18年度の2件のみ

でございます。

○蓬原委員 わかりました。

○緒嶋委員 セガサミーホールディングス社ですが、雇用の確保というのが働いておる人は一番心配だろうと思うんですけれども、向こうの会社がどう考えておるかがわからんということでありまして、県としては確保のための努力をどうされるか、そのあたりはどう考えていますか。

○米原商工観光労働部長 委員が御指摘のとおりで、そこが一番大事なところだと思っております。冒頭でちょっと口頭で申し上げましたが、そのあたりも含めて、譲渡後にしっかりとしたお話は伺えるんじゃないかと思っておりますが、その間につきましても、いろんな形でそういう雇用の維持については県として強く要望してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 やはり宮崎県の観光の拠点であることには間違いのないわけですから、ここが先行き不透明であるということになると、いかに観光振興とか宿泊客をふやすとか言っても、受け皿としての魅力をなくするようなことだから、これだけはやはり、働いている人の生活のことも考え、また宮崎県の観光振興という立場からも、雇用の確保というのは、商工観光労働部、それこそ総力戦で頑張ってもらわんといけないだろうと思うし、ある意味では、商工観光労働部長あるいは知事なんかもセガサミーホールディングス社に足を運んでそういう要請をするということも必要じゃないかなと思うんですけれども、そのあたりの考えはどうですか。

○米原商工観光労働部長 そういった点も含めてしっかりと対応してまいりたいと思います。

○緒嶋委員 みやざき東アジア経済交流戦略、これは将来的にも、凶師委員も質問されました

けれども、やはり相手との信頼関係をどうつくっていくかということが——私も中国に何回か行ったんですが、相手との信頼関係が醸成されなければ絵にかいたもちに終わるおそれが強いんですけれども、そういう関係は、向こうの駐在員との絡みもありますけれども、向こうのそういう拠点を明確に24年度ではそういう体制も整備されるわけですか。

○金子商業支援課長 委員おっしゃるとおり、県産品の戦略もやってまいりましたが、やはりきちんとした信頼できる相手方、バイヤー、卸さん、そういった方々との関係をきちんとつくっていかないと、リスクを非常に抱え込んでしまうということかと思っております。今の県の事務所につきましては、本会議でもちょっとやりとりがありましたけれども、上海事務所を置いておきまして、あと台湾に駐在員を置いております。上海事務所は、中国本土だけではなく香港も一応管轄に入っております、さまざまな事業なりアテンドということで対応させていただいております。24年度につきましては、事務所の配置については現状どおりということでございますが、今後やはり注目されるというか、今回、J A経済連なんかも駐在員を出すというふうな動き等も出ておきまして、ある意味、あいつた民主体の動きというんでしょうか、本腰を入れていただく動きというのは私ども非常に心強く思っております。先ほどちょっと御説明しましたが、みやざき食と農協議会は官民で構成するメンバーでつくっておりますので、現地の情報収集機能、それから発信のあり方等についても議論していく中で、より望ましいあり方というのを探ってまいりたいというふうに思っています。

○緒嶋委員 海外拠点の機能強化というのは、

もう先進県があるわけです。いろいろ出ました福岡とか、そのあたりのノウハウというか、そういうものもいろいろ勉強しながら、宮崎県としてはどういう形で海外拠点、信頼関係をつくっていくかというのは早めに進めなければ、いかにこういう戦略を県内で決めても、相手がおつての商売ですので、そこをぴしゃっとしなければ絶対これは、特に中国なんかは信頼関係がないと、こちらが行っても、極端に言えばだまされた、結果的にはそうなる可能性も、そういうリスクをかなり背負いながら前に進まにゃいかんという形でありますので、そのあたりのノウハウも先進県の、九州も一体的にと言われながら、ほかの県とのお互い競争ですから、それは十分進めないと、なかなかうまくいかなかったということになるんじゃないか。輸出促進というのは絶対やらにゃいかんことはわかっておるわけです。ある程度そういうふうには前向きに進む、そのスタートが24年度であろうと思いますので、そういう気持ちでぜひこの事業というか、政策を進めていただきたいということを強く要望しておきます。

○丸山委員 同じく東アジア経済交流戦略についてなんですが、8ページに書いてあります目標指数で、今回頑張っただけふやしてもらっているんですが、その前に基本的なことを確認したいんです。中国等いろんなところで取引するときには為替というのが大きなポイントになってくると思っているんですが、ドル建てなのか、何建てで、元建て——目標の輸出額が書いてありますが、どういうふうな思いで、レートは何なのかというのを教えていただきたいと思っているんですが。

○金子商業支援課長 木材輸出額のところでございますね。これは主に今、韓国との取引が中

心になっておりまして、円とウォンの関係ということになっております。これについては、林業のほうの計画の中でも金額ベースで目標値を立てておりまして、一応これをそのままここに持ってきているというふうな状況になっております。

○丸山委員 22年度、多分ウォンはかなり安くなっている、円が高くなっているということがあって、またバランスが変わってきつつあって、レートが大きく左右するんじゃないかなと思っていますので、その辺も加味しながらやっていただきたいというのが一つと、今、円高で外国人も日本に来てもなかなかうまみがなくなってきたというのもある中に、9万人目標を10万人にしてもらったというのは非常に大きいんですが、レートもしっかり考えていかないといけないと思っています。その辺のこともこの戦略の中には入っているというふうに思っているのでしょうか。為替のことまでちゃんと考えながら目標を設定しているんですよということでもよろしいでしょうか。

○金子商業支援課長 確かに国際間の交流となりますと、為替が影響する要因の一つだろうというふうには思っております。最近の歴史的な円高というのは、ある意味ではかなり逆風が吹いているわけでございますけれども、それを勘案した上でも、現在の動向からしてこの数値目標としては立てられるということで今回整理したものという状況でございます。

○丸山委員 実は、環霧島ということで、隣県の鹿児島県と宮崎県で環霧島会議というのを県議会議員で立ち上げて、阿蘇のジオパークを調査させていただいたんですが、平日にかかわらず10台以上の観光バスが来ていました。ほとんど韓国、台湾等からの旅行者だということで、

非常にびっくりいたしました。そういうのを少しでも宮崎にも連れてくるというのが大きなポイントになると思っっているんですが、連携しながらということが書いてあるんですが、そこまで来ているんだから、あと1泊宮崎に来てほしいというような具体的なことを書かれている——どの辺を見ればよろしいでしょうか。

○向畑観光推進課長 今、委員がおっしゃったとおり、特に阿蘇に関しましては、九州でのランドマークということで、海外から一番来るのは阿蘇でございます。そういったことがございまして、私どもも広域観光の重要性を痛切に今回の災害等で感じたところでございますので、ここは一緒になってやっていきたいと思います。特に、宮崎、鹿児島、熊本の場合は国際便も飛んでおりますものですから、そういったルート設定をしていこうというような3県の課長での協議をやっておりますので、そういったことも含めて、今回につきましてはこういった数字を私ども上げております。

そして、自分たちだけじゃなくて、対象をある程度絞って受け入れる宮崎だけの観光だけじゃなくて、周遊させるのが一つと、もう一つが広域観光プロモーションということで、その地に行くときもほかの県と一緒にやっていこうじゃないかというようなテーマ性を持った売り方等々ございますので、そういったことも含めて、この計画の中には入れさせていただいているところでございます。

○丸山委員 先ほど補正予算の審議をしましたけれども、平成23年度は厳しかったというのが実態であろうと思っ、緊急コンベンションとか、海外からのいろいろ考えますと、今後さらに努力をよろしくお願ひしたいと思っっております。

○高橋委員 花旅、この華やかさを見て、東京ガールズコレクションをまた思い出しましたがけれども、私の気のせいかもしれないんですけども、みやざきweeeekのパフレットには「みやざきを代表する花」ということでスイートピーとランンキュラスがありますが、花旅のパフレットにはスイートピーがないような気がしてならないんです。ランンキュラスはあるんですかね。次の機会にまた——あるかないかを聞きましょうか。この写真です。

○向畑観光推進課長 パフレットの左上のところでございます。

○高橋委員 ランンキュラスはあるような気がするんです。

○向畑観光推進課長 スイートピーは入っていません。済みません。

○高橋委員 来年からひとつ入れてください。赤をお願いします。

○蓬原委員 みやざきweeeekについてですけども、ゆかりの店ということで3カ所ありますが、首都圏が167、関西圏と福岡・中四国圏ですか、10店舗と25店舗となっていますけれども、宮崎とのゆかりという意味では、東京もでしょうけれども、関西というのはもっともっとうんじゃないかなという気がして、比率からするとかなり東京に比べて少ないなと感じるんですけども、どうなんですか。

○小八重みやざきアピール課長 みやざきweeeekというのは、最初は関東圏だけでやっておったということで、関東圏は4年目になります。ゆかりの店というのが開発できたんですが、大阪、福岡につきましては、昨年の口蹄疫を契機としまして、昨年からやって、ことし2回目ということで、まだゆかりの店の開拓が進んでいないということがございます。今後やっていくつも

りしておりますが、ただ福岡につきましては、ここで申し上げていかどうかわかりませんが、亡くなりました初代の福岡事務所長をされた広島さん、この方が、おれたちの仕事は靴を履きつづけて宮崎の相手になってくれるところを探すと、その広島イズムが生きているということで、非常に職員の方の努力をいただいた結果だと思えます。

○蓬原委員 福岡の宮崎の広島さんだったですね。そういう冗談を言いながら、来たことがあります。例えばゆかりの店ということでここに県としてピックアップというか、連携する場合に——我々も結構行くわけじゃないですか。そのときは、ここにこういう宮崎ゆかりの店があったよねとかあるわけ。宮崎の地鶏を売りにしていたりする店に大阪にいる人たちから連れていってもらったりするわけですが、例えば私どもが議員として行ってそういう情報を集めて、課長のところにそういう話を届けば、検討いただいて、ゆかりの店として今後何か連携していただくとか、そういう道筋は開けるんですか。

○小八重みやざきアピール課長 みやざき応援隊のホームページというのがございまして、いろいろな方から御紹介いただいた店につきましては、宮崎ゆかりの店ということで、今、ホームページに載せさせていただいております。今後、今、委員のお話にありましたように、こっちから行ったときに知らないというようなことがないように、可能であればまた県内の人にも、どこそこにはこういう宮崎のものを使っているところ、宮崎出身の方のお店があるというのをお知らせできるかどうか、検討いたしてみたいと思えます。

○蓬原委員 オールみやざきですから、我々県

会議員もオールみやざき営業チームの一員であると思っていますので、またそのときはぜひよろしく願いいたします。

○小八重みやざきアピール課長 ありがとうございます。

○図師委員 要望に似た感想のようなものですが、私も香港の宮崎牛取扱店に行ってきたんですが、そこはそこそこおいしかったんですが、あえて鹿児島牛も食べてきたんです。鹿児島牛取扱店にも行って、A4の肉を頼んで焼き方で指定して、ちゃんと出てきたんですが、残念なことに余りおいしくなくて、要は、宮崎の農産品を送る、素材を最高に生かして現地の方々の口に届けるまでが物流の流れであるというような感覚を持ってほしいなど。送っておしまいじゃなくて、食すまでが一連の営業だという感覚を、これは県だけでなく経済連がどういう考えをされているかわかりませんが、言うならば、コックとか調理師を向こうに派遣して、一定期間指導した上で、いい料理を提供するという方向性を持ってほしいなと思いました。以上です。

○渡辺副委員長 緒嶋先生からもありましたけれども、フェニックスリゾートの件なんです。差しさわりのない範囲での御説明で結構ですけれども、先日担当課長がごあいさつに行かれたという部長のお話でしたが、いつ行かれて、どなたとまでは言いませんが、どういう立場の方とお会いになったのかという点と、雇用については前向きに維持するという感触は得られたということでしたが、差しさわりがなければ、もう少しそのお話を伺わせていただきたいと思います。

○向畑観光推進課長 記者発表がありましたのが23日でしたので、翌日24日には向こうの広報

担当の室長とお会いさせていただいたところです。今回、会社のほうも、自分たちの持っているノウハウとシーガイアが持っているリゾート運営のノウハウをあわせて複合的な事業展開をしていきたいというようなお話がございましたところから、株式譲渡の前でございますので、詳細については私どもにも御説明はなかったんですけれども、前向きな感触だったなというふうに感じたところでございます。

○渡辺副委員長 宮崎市にとっても重要な産業でありますし、また従業員の皆さんの間には、株を持つところが日本の企業にかかわるということで、条件面等についても期待感も広がっているところもあるようですので、ぜひまた県のほうとしてもバックアップをよろしく願いたいと思います。

○松村委員長 ほか、よろしいですか。私も一言ですけれども、セガサミーの件なんですけれども、23日の発表の前には県とシーガイアのホールディングスとセガサミーとの内々の接触等は全くなかったんですね。

○米原商工観光労働部長 セガサミーとか、そういうことではなくて、今、株を持っておられるRHJIというところが、日本の投資、これはフェニックスリゾートだけじゃなくて、その他もろもろ、製造業も含めたところについては、今後徐々に手を引いていくという方向性は去年出していたということで、今後、売却という動きが出てきますというお話は聞いておりました。ただ、どこをやっている、あるいはいつになるかということ、実際いろいろあったんだろうと思いますが、一切それは話せないということで、情報管理を非常に徹底されていたようです。いずれにしても、セガサミーについての発表は、これは上場会社でございますので、いわゆるイ

ンサイダー取引とか、そういったことも考えておられるようで、非常に情報管理を徹底されておられたようで、県も含めた関係者に対する御連絡は記者発表の直後にされているようでございます。そういったことで私どもは、セガサミーだとかいうことは一切聞いておりません。

○松村委員長 わかりました。ここも遊技場とか、いろんな形でたくさんゲームセンター等もやっていたらという大きな会社で、いわゆるトップ企業ですから、リゾートとしてのこれからの宮崎県のあり方とか、あるいは将来的には今、全国でいろいろ少しだけ話題になっていますけれども、カジノとか、そういう方向とか、いろんな形が出てくるのかなという気もしておりますし、観光にできるだけ役立っていただきたいなという希望と、このチャンスを宮崎県も何かまたプラスにつかめればいいなというふうな感想でした。議会としても、また何かその辺おもしろい、興味のあることがありましたら、働いてまいりたいと思いますので、情報がありましたら、ぜひ御連絡をいただきたいと思っております。

○米原商工観光労働部長 私ども、期待感も強く持っておりますので、先ほどの雇用の維持という点等含めて、引き続き情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○松村委員長 その他でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもちまして、商工観光労働部を終了いたします。ありがとうございました。御苦労さまです。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時58分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。県土整備部でございます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○児玉県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきおまして、厚くお礼を申し上げます。

説明に入らせていただきます前に、2点御報告申し上げます。

まず、細島港についてでございます。去る3月4日に、細島港の国際物流ターミナル、いわゆる17号岸壁であります。整備着工式がとり行われました。当日は、県議会からも十屋副議長を初め、松村委員長にも御出席をしていただきました。改めてお礼を申し上げます。

この大型岸壁の整備につきましては、本県の最重点課題としまして、重点港湾の選定から新規着手に至るまで、県議会の皆様を初め、関係団体や産業界、日向市などの皆様と連携して取り組んできたところでありまして、このように着工式を迎えることができましたことは、まさに県民総力戦による大きな成果であると考えておるところでございます。今後とも、早期完成に向けまして、国等に対し強く働きかけてまいりたいと考えておりますので、引き続き、委員会を初め、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、委員会資料にはございませんが、経済・雇用緊急対策についてでございます。現在、平成23年度の公共事業における経済・雇用緊急対策としまして、早期発注、あるいは建設工事の最低制限価格をおおむね90%とするなどの取り組みを行っておりますけれども、長引く景気低

迷に加え、口蹄疫や新燃岳の噴火、東日本大震災の影響によります本県経済活動の停滞や、建設産業を取り巻く厳しい状況等から、来年度24年度も同様に引き続き実施する方向で検討しているところでございます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について、その概要を御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。御審議いただきます議案、報告事項を担当課ごとに記載しております。まず、議案についてでございますが、補正予算案のほか、工事請負契約の締結・変更、これが4件、歩道用地売買契約不履行に係る訴えの提起が1件、及び条例の一部改正が1件でございます。

次に、報告事項につきましては、県有車両による交通事故、及び道路の管理瑕疵に関して損害賠償額を定めたことについて、それからまた県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解についてでございます。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○江藤管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします資料は、1つ目が平成24年2月定例県議会提出議案とあります平成23年度補正分、2つ目が平成24年2月定例県議会提出報告書、3つ目が平成23年度2月補正歳出予算説明資料であります。議案及び報告書につきましては、県土整

備部関係分を抜粋しまして、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめておりますので、この委員会資料で説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の2月補正予算の概要について御説明いたします。この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にして取りまとめた県土整備部の予算総括表になっております。今回の補正は、国庫補助事業や災害復旧事業等の事業費の決定に伴うものであり、一般会計と特別会計を合わせました補正総額は、156億313万9,000円の減額であります。補正後の予算は688億5,829万円で、前年度同期比87.7%となっております。

次に、2ページをお開きください。2の補助公共事業であります。国庫補助決定等に伴う事業ごとの補正額は、合計で17億3,017万3,000円の減額であります。

次に、3ページをごらんください。3の地方道路交付金事業につきましては、交付金の決定に伴いまして、合計で26億6,737万8,000円の減額であります。4の直轄事業負担金につきましては、国が直轄で行います道路や河川の事業費の確定に伴いまして、合計で31億5,347万2,000円の減額であります。

次に、4ページをお開きください。5の災害復旧事業であります。査定決定によりまして、合計で73億5,466万円の減額であります。

次に、5ページをごらんください。一般会計の繰越明許費補正であります。2月議会申請の欄が今回お願いしております繰越明許費であります。追加分として23事業17億9,377万4,000円と、変更分として11月議会までに御承認いただきました事業につきまして、64億1,999万7,000円の増額であり、追加分と変更分を合わせまし

て、82億1,377万1,000円となります。繰り越しの主な理由は、用地交渉や関係機関との調整及び工法検討に日時を要したことなどによるものであります。この結果、平成24年度へ繰り越します一般会計の繰越明許費は、11月議会までの承認額に2月議会申請額を合わせまして、45事業266億3,004万5,000円となります。

次の6ページから9ページには、繰り越しの事業ごとの内訳を掲げております。

10ページをお開きください。一般会計の債務負担行為補正であります。公共道路新設改良事業費で1億円の追加をお願いしております。

次に、11ページをごらんください。港湾整備事業特別会計の繰越明許費であります。細島港整備事業で1億9,400万円をお願いしております。繰り越し理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

県土整備部の補正予算の概要は以上であります。

続きまして、管理課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、管理課のところをお開きください。329ページであります。当課の補正予算は1億9,274万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は21億9,565万1,000円となります。以下、主なものについて御説明いたします。

331ページをお開きください。まず、土木総務費の(事項)職員費であります。執行残などにより1億7,716万1,000円の減額であります。

(事項)公共事業支援統合情報システム運営管理事業費849万9,000円の減額であります。これは主に、電子入札システム等の改修費の執行残によるものであります。

次に、332ページをお開きください。(事項)

建設業指導費639万4,000円の減額であります。これは主に、建設業許可に関する全国データベースへの登録処理に要する経費や、入札参加資格審査における書類の確認作業に要する経費の執行残などによるものであります。

管理課は以上であります。

○河野用地対策課長 用地対策課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の333ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で4,294万7,000円の減額、公共用地取得事業特別会計で5,124万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計で3億1,674万5,000円、公共用地取得事業特別会計で4億2,475万6,000円、合わせまして7億4,150万1,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

335ページをお開きください。一般会計であります。まず、(事項)収用委員会費であります。これは、収用委員会の運営に要する経費であります。土地や物件の鑑定料等の執行残で、3,574万1,000円を減額するものであります。

次に、(事項)用地対策費であります。これは、用地対策の推進に要する経費であります。登記事務委託料等の執行残によりまして、569万4,000円を減額するものであります。

次に、337ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計であります。(事項)公共用地取得事業費であります。これは、公共事業に必要な用地を先行取得するための経費等でありまして、事業費の執行残2億2,913万4,000円の減額と、年度末に一般会計へ繰り出します繰出金1億7,788万9,000円の増額で、差し引き5,124万5,000円を減額するものであります。

用地対策課は以上であります。

○満留技術企画課長 技術企画課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の339ページをお開きください。当課の補正予算額は770万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は3億3,425万8,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

341ページをごらんください。まず、(事項)土木工事積算管理検査対策費469万9,000円の減額であります。主な理由としましては、まず、1の労務及び建設資材単価の調査におきまして、定期的な価格調査を行います建設資材について、その調査間隔の中で大きな価格変動がなかったことから臨時調査の必要もなくなりまして、その結果によるものでございます。また、2の公共工事品質確保強化事業におきましては、委託料の執行残によるものであります。

次に、(事項)コスト縮減対策促進事業費101万8,000円の減額であります。これは主に、設計VEに関する講習会や研修会の委託料の入札残によるものであります。

技術企画課の補正予算の説明については以上であります。

○白賀道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の343ページをお開きください。当課の補正予算額は36億2,017万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は206億1,673万1,000円となります。以下、内容について主なものを御説明いたします。

次の345ページをお開きください。まず、(事項)直轄道路事業負担金であります。これは、国道10号など国の直轄事業に対する県の負担金であります。直轄事業の確定に伴いまして、18

億2,447万8,000円の減額であります。

次に、(事項) 公共道路新設改良事業費であります。防衛施設周辺整備事業の国庫補助決定に伴いまして、1,056万円の増額をお願いしております。

次に、(事項) 地方道路交付金事業費であります。社会資本整備総合交付金の決定等に伴い、18億2,189万5,000円の減額であります。

次に、346ページをお開きください。(事項) 道路建設受託事業費であります。これは、国土交通省などからの受託により道路整備を行う事業であります。受託決定に伴い、1,551万5,000円の増額をお願いしております。

補正予算につきましては以上でございます。

次に、議案第76号から第79号で上程しております工事請負契約の締結並びに契約の変更について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。議案第76号、一般国道327号社会資本整備総合交付金事業(石原工区)第1トンネル工事の請負契約の締結についてであります。下に位置図を示しておりますが、計画位置は東臼杵郡椎葉村大字松尾でございます。

次の13ページの上に石原工区全体の平面図を、下に第1トンネルの平面図を添付しておりますが、昨年度より実施しております第2トンネルの日向側になります。

12ページの1に石原工区の全体事業の概要、2にトンネル工事の概要を記載しております。延長571メートル、幅員5.5メートル、全幅8メートルの2車線でありまして、施工方法は、トンネルの標準工法でありますナトム工法であります。3の工事請負契約の概要でございますが、契約の金額は11億9,784万円、契約の相手方は、松本・志多・内山特定建設工事共同企業体、工

期としましては、平成25年12月28日までとしております。

次に、14ページをお開きください。議案第77号、一般国道388号社会資本整備総合交付金事業(日平工区)美郷トンネル工事(1工区)の請負契約の締結についてであります。下に位置図を示しておりますが、計画位置は東臼杵郡美郷町南郷区水清谷でございます。旧南郷村と旧西郷村を結んでおりますが、未改良で残っていた区間であります。

次の15ページの上に日平工区全体の平面図を、下にトンネルの平面図と断面図を掲載しておりますが、トンネルの早期開通を図るため、1工区と2工区に分割して、両坑口からトンネルを施工いたしますので、西郷側を1工区としております。

14ページの1に日平工区の全体事業の概要、2にトンネル工事(1工区)の概要を記載しております。延長が668メートル、幅員が5.5メートル、全幅8メートルの2車線、トンネル施工はナトム工法でございます。3の工事請負契約の概要でございますが、契約の金額は9億6,957万円、契約の相手方は、矢野・旭・九建特定建設工事共同企業体、工期としましては、平成25年10月31日までとしております。

次に、16ページをお開きください。議案第78号、一般国道388号社会資本整備総合交付金事業(日平工区)美郷トンネル工事(2工区)の請負契約の締結についてであります。下に位置図を、次の17ページの上に日平工区全体の平面図、下にトンネル2工区、左側になりますけれども、平面図を添付しております。南郷区側から施工することとしております。16ページの1に日平工区の全体事業の概要、2にトンネル工事(2工区)の概要を記載しております。延長が670メー

トル、幅員は同じく5.5メートル、全幅8メートル、ナトム工法による施工でございます。3の工事請負契約の概要でございますが、契約の金額は11億1,678万円、契約の相手方は、吉原・富岡・山崎特定建設工事共同企業体、工期としましては、平成26年1月31日までとしております。

次に、18ページをお開きください。議案第79号、一般国道327号社会資本整備総合交付金事業（石原工区）第2トンネル工事の請負契約の変更についてであります。下に位置図を、次の19ページの上に石原工区全体の平面図を、下には第2トンネルの平面図を添付しております。この工事は東臼杵郡椎葉村大字松尾において整備を進めておりますが、先ほど御説明いたしました第1トンネルの椎葉側において昨年度より施工中のトンネルでございます。18ページの1に石原工区の事業概要を、2に第2トンネル工事の概要を記載しております。延長が232メートル、幅員は同じく5.5メートル、全幅8メートルでございます。3の工事請負契約の概要をごらんください。当初の契約金額は5億7,298万5,000円で、変更後の契約金額が5億5,902万1,000円となり、1,396万4,000円の減額を予定しております。契約の相手方は、大和・坂下・五幸特定建設工事共同企業体でございます。4の変更理由でございます。トンネル掘削工におきまして、当初想定していたよりも良質な地質区間が存在することから、支保パターン及び補助工法を変更して施工することにより工事請負金額の減額を行うものであります。碎いて御説明させていただきますと、一部区間で想定よりも丈夫な地山であったことから、ロックボルトなどの施工量を少なくしたり、吹きつけコンクリートの吹きつけ厚を薄くするなどによりまして、工事費が減額になるという内容でございます。

道路建設課の説明は以上であります。

○谷口道路保全課長 道路保全課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の347ページをお開きください。当課の補正予算額は1億1,958万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は131億3,021万6,000円となります。以下、内容について主なものを御説明いたします。

349ページをお開きください。まず、(事項)道路管理費であります。これは、道路の巡回・点検、応急措置的な作業等を行う道路巡視業務委託の入札残等に伴いまして、5,504万2,000円の減額であります。

次に、(事項)公共道路維持事業費であります。これは、県が管理する国道において落石等の災害が発生するおそれがある危険箇所等の防災対策や橋梁の補修工事等を行う事業で、地域自主戦略交付金決定に伴いまして、2億9,713万1,000円の増額であります。

次に、350ページをお開きください。(事項)地方道路交付金事業費であります。これは、国からの交付金を受けて自転車歩行者道の整備や災害防除等の道路整備を行う事業で、地域自主戦略交付金決定に伴いまして、3億1,150万9,000円の減額であります。

補正予算につきましては以上であります。

次に、委員会資料の20ページをお開きください。議案第81号「訴えの提起について」御説明いたします。

まず、1の訴えの目的でございます。宮崎市清武町今泉の国道269号におきまして、歩道整備に必要な用地を取得するため、平成22年6月、宮崎土木事務所が2名の地権者と土地売買契約及び補償契約を締結し、相手方からの請求に基づいて一部前金払いも行ってまいりました。しか

しながら、土地明け渡しの履行期限でございますが平成23年3月31日を経過しても履行されず、その後、再三にわたりまして補償対象物件の撤去を求めてきたところでございますが、相手方がこれに応じる見込みがないことから、今回、契約の履行を求めまして、提訴するものであります。

契約及び訴訟の相手方は、2の(1)に記載しておりますとおり、宮崎市清武町に在住の2名の方でございます。契約の概要につきましては、(2)の表に記載しているとおりでございます。土地売買契約及び補償契約は、いずれも平成22年6月25日に締結しており、その後、7月14日から11月12日にかけて、契約書の規定及び相手方からの請求に基づきまして、契約額の7割を前金払いしております。

次に、3の訴えの概要についてでございますが、(1)の事件名は、建物等収去土地明渡請求訴訟でございます。また、(2)の訴えの内容につきましては、撤去すべき建物が未登記でございますため、まず当該建物の所有権者の確認を求めた上で、2名の契約者に対しまして、それぞれの所有地から建物や動産、樹木等を撤去し、土地を明け渡すことを求める内容となっております。

次の21ページに位置図及び平面図を添付しております。当該土地部分を挟みまして両側は歩道が整備されている状況となっております。

説明は以上でございます。

○野中河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の351ページをお開きください。当課の補正予算は84億6,252万3,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は118億1,537万4,000円となります。以下、主

なものを御説明いたします。

353ページをお開きください。まず、(事項)ダム施設整備事業費であります。これは、国の補助を受けてダム管理施設の設備や機器の更新、改良を行う事業であります。国庫補助の決定等に伴い、5,260万円の減額でございます。

次に、354ページをお開きください。まず、(事項)公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて洪水による災害の発生や内水被害を防止することを目的とした河川改修などを行う事業であります。国庫補助の決定等に伴い、10億9,917万2,000円の減額であります。

(事項)河川受託事業費であります。これは、河川事業の実施に伴い、市町村等から委託を受けて橋梁のかけかえ工事などを実施する事業であります。今回、委託事業費の決定に伴い、8,675万2,000円の減額であります。

次に、355ページをごらんください。(事項)直轄河川工事負担金であります。これは、大淀川などの直轄区間において国が行う河川改修に対する県の負担金であります。今回、直轄事業費の確定に伴い、6億10万2,000円の減額であります。

次に、356ページをお開きください。(事項)ダム管理費であります。これは、渡川ダムなどの8つの多目的ダムと日南ダムなどの5つの治水ダムの維持管理に要する経費であります。執行残等に伴い、3,367万9,000円の減額であります。

次の(事項)公共土木災害復旧費であります。これは、被災した道路や河川、砂防などの公共土木施設の災害復旧事業費であります。23年災害復旧事業費等が確定したことによりまして、国庫補助決定等に伴い、66億528万6,000円の減額であります。

次に、357ページをごらんください。(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。これは、大淀川や川内川などの直轄区間において国が行う災害復旧事業に対する県の負担金であります。今回、直轄事業費の確定に伴い、5,278万2,000円の増額であります。

河川課につきましては以上であります。

○東砂防課長 砂防課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の359ページをお開きください。当課の補正予算額は2億2,262万8,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は50億2,828万5,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

361ページをお開きください。まず、(事項)職員費であります。これは、職員の人件費であります。所要見込み額の増に伴い、1,151万4,000円の増額であります。

次に、(事項)公共砂防事業費であります。これは、荒廃した溪流における砂防堰堤などの整備や地すべり地区において対策工事などを行う事業であります。国庫補助決定等に伴い、2,498万1,000円の減額であります。説明欄の4の災害関連緊急砂防等事業の2億1,946万円の増額であります。昨年6月の梅雨前線豪雨により土石流が発生し、不安定な土砂が堆積した椎葉村の不土野川において緊急に対応するため、国庫補助事業の採択を受け、砂防堰堤を整備するものであります。

次に、(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地崩壊危険箇所において擁壁などの整備を行う事業であります。国庫補助決定等に伴い、8,294万円の減額であります。

362ページをお開きください。(事項)直轄砂防工事負担金であります。これは、昨年1月に

噴火した新燃岳を含む霧島火山群などからの土砂流出を防止するため、国が実施する直轄砂防工事に対する負担金でありまして、事業費の確定に伴い、3億1,914万9,000円の増額をお願いしております。

砂防課は以上であります。

○坂元港湾課長 港湾課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の363ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で1億8,461万6,000円の減額と、港湾整備事業特別会計で1億648万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、66億1,964万9,000円となります。以下、主なものについて御説明いたします。

365ページをお開きください。まず、一般会計補正予算であります。(事項)空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の防波堤の改良等に係る直轄事業の負担金であります。事業費の確定に伴いまして、2,424万2,000円の減額を行うものであります。

次に、366ページをお開きください。(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。これは、風水害や河川洪水等により海岸線に漂着した大量の流木等を緊急的に除去する経費であります。事業費の確定に伴いまして、2,901万7,000円の増額を行うものであります。

次に、(事項)港営費であります。これは、県内港湾の管理運営に要する経費であります。委託費等の執行残に伴いまして、559万1,000円の減額を行うものであります。

次に、376ページをごらんください。(事項)特別会計繰出金であります。これは、特別会計予算において歳入減が生じたことから、一般会

計から特別会計への繰出金として1億3,057万7,000円の増額をお願いするものであります。

次に、(事項)直轄港湾事業負担金であります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤や航路の整備に係る直轄事業に対する負担金でございますが、事業費の確定に伴いまして、1億8,552万1,000円の減額を行うものでございます。

次に、(事項)公共港湾建設事業費であります。368ページに説明を記載しております。これは、県内の港湾施設の機能強化や安全性等を確保するため、国庫補助事業などにより防波堤などを整備する経費で、国庫補助決定等などに伴いまして、6億6,819万3,000円の減額を行うものであります。

次に、(事項)港湾災害復旧費でございます。これは、公共港湾施設の災害復旧に要する経費であります。23年度は港湾災害がなかったことから、7億4,691万円の減額を行うものであります。

以上が一般会計補正予算であります。

次に、369ページをごらんください。港湾整備事業特別会計補正予算について御説明いたします。(事項)細島港管理運営費であります。これは、細島港の荷役機械、引き船等の管理運営に要する経費であります。委託費等の執行残に伴いまして、659万1,000円の減額を行うものであります。

次に、(事項)宮崎港管理運営費であります。これは、宮崎港のフェリーターミナルビル、引き船、マリーナ等の管理運営に要する経費であります。役務費等の執行残に伴いまして、356万4,000円の減額を行うものであります。

次に、370ページをお開きください。(事項)細島港整備事業費であります。これは、細島港の荷役機械や埠頭整備を行う経費であります。

執行残に伴いまして、9,500万円の減額を行うものであります。

港湾課につきましては以上でございます。

○大迫都市計画課長 都市計画課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の373ページをお開きください。当課の補正予算額は6億2,105万2,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は29億8,974万円となります。以下、主なものを御説明いたします。

375ページをお開きください。まず、(事項)下水道県過疎代行業業費であります。これは、財政力や技術力などが十分でない市町村にかかりまして、県が下水道の管渠等を整備する事業であります。現在、日南市旧北郷町で事業中ですが、今年度の事業費の確定に伴いまして、315万円の減額であります。

次に、376ページをお開きください。(事項)土地区画整理事業費であります。これは、組合等が行う土地区画整理事業に対し補助を行う事業で、延岡市多々良地区で事業中ですが、国庫補助の決定に伴う3,067万5,000円の減額であります。

次に、377ページをごらんください。(事項)地方道路交付金事業費であります。これは、国からの交付金を受けて都市部の街路の整備を行う事業で、社会資本総合交付金決定に伴い、5億3,397万4,000円の減額であります。

次に、(事項)公共都市公園事業費であります。これは、国からの補助を受けて総合運動公園など都市公園の整備を行う事業で、国庫補助決定に伴う5,716万5,000円の減額であります。

補正予算につきましては以上であります。

次に、委員会資料の22ページをお開きください。議案第75号「風致地区における建築等の規

制に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由にありますように、「放送法等の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。放送法や有線放送電話法など、放送関連4法が統合されまして、有線放送電話業務が認定電気通信事業に含まれるなど、新たな法の中で定義された用語につきまして、条例に反映させるなどの改正を行ったものであります。

3の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

なお、新旧対照表につきましては、議案書の65ページから68ページにお示ししておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

都市計画課からは以上であります。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の379ページをお開きください。当課の補正予算額は6,079万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は26億2,622万7,000円となります。以下、内容について主なものを御説明いたします。

381ページをお開きください。まず、建築指導費の（事項）建築確認指導費であります。これは、建築物の建築確認、許可及び検査等に要する経費であり、執行残に伴う補正として1,825万2,000円を減額するものであります。

次に、382ページをお開きください。（事項）建築物防災対策費であります。これは、地震やがけ崩れ等による建築物の防災対策に要する経費であります。がけ地近接等危険住宅移転助

成事業におきまして、申し込みが見込みより少なかったこと等から、195万7,000円を減額するものであります。

次に、住宅管理費の（事項）県営住宅管理費であります。これは、県営住宅の管理に要する経費であります。管理に要する事務費の経費節減等により828万円を減額するものであります。

次に、383ページをごらんください。住宅建設費の（事項）公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、民間事業者が高齢者向けの優良賃貸住宅を建設する場合に、その整備に対して助成をする経費であります。施設整備助成への申し込みがなかったこと等により3,618万円を減額するものであります。

建築住宅課は以上であります。

○酒井宮繕課長 宮繕課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の385ページ、宮繕課をお開きください。当課の補正予算額は6,437万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は6億9,830万2,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

387ページをお開きください。（事項）庁舎公舎等管理費であります。これは、庁舎公舎等の維持補修に要する経費であります。補修工事等の執行残に伴い、4,105万6,000円の減額であります。

次に、（事項）電気機械管理費であります。これは、庁舎等の機械、電気設備の維持管理に要する経費であります。維持管理業務委託等の執行残に伴い、2,421万6,000円の減額であります。

次に、（事項）電話設備等管理費であります。これは、庁舎等の電話設備の維持管理に要する

経費であります。維持管理業務委託の執行残に伴い、278万円の減額であります。

営繕課は以上でございます。

○中野高速道対策局長 高速道対策局であります。

当局の補正予算について御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の389ページをお開きください。当局の補正予算でございますが、9億9,153万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は20億6,235万6,000円となります。以下、主な内容について御説明させていただきます。

391ページをお開きください。まず、(事項)東九州自動車道用地対策費でございます。これは、県が西日本高速道路株式会社から受託して用地取得の事務を行う経費でございますが、当初、土地収用の関係で予定していた測量調査が一部不要になったことに伴うもので、1,299万1,000円の減額でございます。

次に、(事項)直轄高速自動車国道事業負担金でございます。これは、国が実施する高速自動車国道整備事業、具体的には東九州自動車道の
大分県境―北川間や清武―一日南間の整備を行う事業に対する県の負担金でございます。直轄事業費の確定に伴いまして、8億9,106万円の減額を行うものでございます。

高速道対策局については以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑はございませんか。

○内村委員 管理課の331ページです。この中で人件費が1億7,716万1,000円減額になっているんですが、これについての説明をお願いします。

○江藤管理課長 職員費、人件費の減額であります。この減額の主な理由としましては、ま

ず職員の減によるもの、それと給与改定に伴う減によりまして、本年1月の現員現給で積算をし直したものであります。当初予算につきましては、昨年1月時点での現員現給となっておりますので、4月の人事異動と定数の削減、年度途中での死亡退職等も若干ありますけれども、そういったところも含めて、今回、1月で積算した結果による減額ということになります。

○内村委員 人員削減はするんですけれども、金額が余りにも大きいものですから、死亡とか退職とかあって、それで少なくなったら、それで仕事が進んでいるのかどうか。

○江藤管理課長 県土整備部の人件費については、まず人件費の計上の仕方が、歳出予算説明資料の331ページでいきますと、管理課の場合ですと事項が職員費となっております。各課にそれぞれ職員費ということで人件費を計上しております。それと別に、公共事業費の中に事務費として人件費を見ているという部分があります。最終的には2月の補正の段階で、県土整備部全体としましては、当初で計上していた積算のもととなっております職員の数が823名でありましたけれども、ことし1月現在で805名ということになりまして、当初予算に対して18名の減ということになっております。その18名の減の分を管理課の職員費のところで最終調整をさせていただいていると。ですから、公共事業のところで見ていた人件費はそのまますべて執行するような形で、トータルの人件費の減を管理課の職員費のところで集約して整理させていただいているということになっております。

○内村委員 わかりました。

○緒嶋委員 県土整備部、頑張っていたいておるんですけれども、地方道路交付金とか、そのほかいろいろ含めて補正で156億の減額になっ

ておるわけですね。宮崎県の場合は公共的な社会資本の整備というのが一番おくれておるわけです。その中で減額というのは、雇用対策とか景気対策を含めて相当影響が出ると思うんです。これは国がそういう配分したから仕方がないといえればそれまでですけれども、地方道路交付金なんかにしても、宮崎県は配分が少ないとか、いろいろなことが言われておるわけですけれども、これはどうしようもないものかどうか。これは国が配分したから仕方がありませんといえればそれで終わるわけですけれども、何でこれほど社会資本の整備がおくれておるところにさらにこれだけ減額せなならんのかという気がしてならんわけです。このあたりはどういうふうに認識されていますか。

○江藤管理課長 国の予算の動向、近年の動向を見てみますと、基本的に削減方針が引き続き貫かれているというところもあるかと思えます。それに加えて、昨年3月に発生しました東日本大震災の関連で従来よりも、詳しく精査したわけではありませんけれども、本県への配分が低くなっているのはやむを得ない事実かなと思っております。これは何も本県だけに限った話ではありませんで、九州全体で見ましても、同様な傾向かと聞いております。それと、公共事業が果たす役割といいますか、効果はやはり大きいものがありまして、今回、2月の補正で公共事業で149億という非常に多額の減額になっておりますけれども、11月議会の際に国の3次補正を受けて約33億増額補正をさせていただいております。これを差し引きますと、実質115～116億円程度の減になっているかと思えますが、やはり昨年2月補正の同じペースで見たときに111億円ぐらいの減額になっておりまして、傾向としては同様な傾向と。そういう中で、

事業量の話になりますと、繰り越し等を含めた形で最近の傾向を見てみますと、ここ3カ年ぐらいの平均で見ると、年間の公共事業については560億円程度の規模になっております。22年度は、21年度の経済対策等がかなりありましたものですから、22年度についてはおおよそ600億程度の事業量になるような感じでありましてけれども、ここ3～4年の平均で見ますと、実質的には何とか同程度確保できているかなという状況であります。問題は、24年度以降の予算の確保なりをある程度きっちりやっつけていかないと、事業量全体としてはなかなか難しい部分は抱えているという状況になっております。

○緒嶋委員 23年度は災害とかなかったから、そのあたりが予算的に余り見えなかったというのはあると思うんですけれども、高速道路初めいろいろ、宮崎県の立ち位置は九州でも社会資本の整備が一番おくれておるわけです。今後においては、ますますもって地震対策、津波対策では、宮崎県が一番被害をこうむるおそれもあるわけです、あらゆることで。そうなれば宮崎県というのが、将来は九州の道州制とか何とかまで言われておる中で、均衡ある県土の発展、均衡ある九州の発展、いろいろなことを考えた場合に、そういう条件不利地域というか、社会資本のおくれておるところにこそ予算は傾斜配分すべきだというのが私の持論みたいなものだけれども、それが全然目に見えていないから、これは国が配分しますからどうしようもありませんといえればそれまでだけれども、このことについては知事を初め、県土整備部だけではなく、環境森林部、農政水産部も含めて公共事業を大きく取り扱う部は全体的に頑張っていただかなければ、宮崎県のおくれはますます——西のほうは新幹線までできて、高速道路はもちろんの

こと整備が終わっておる。そのほか、地域高規格道路も西のほうは進んでおる。そうなればますますもって東日本というか、宮崎県なんかはますます取り残されるという気がしてならんものだから、このことについては今後やはり強力に、予算確保というのは、東日本大震災はもちろんありますけれども、宮崎県は宮崎県の立ち位置で努力していかなければならんんじゃないか。そういう全体的なことに理解を示しながらも、やはり宮崎県をよくするために、県民の豊かさを実現するのは社会資本の整備が進まなければどうにもならんわけですので、そういう意味ではぜひ予算の確保、少なくとも国の財政も県の財政も厳しい中で一番被害を受けるのは公共事業になってきたわけです。福祉的なものは切るわけにはいかん。毎年経費はふえるから、向こうのほうにカットされて、公共事業が逆にカットされて社会保障のほうに回っておるような感じになってくるから、ぜひこのことは宮崎県の立ち位置を国のほうにも強く要請してほしいということをお願いしたいというふうに思います。そのことについて。

○児玉県土整備部長 今、委員からいろいろお話しいただきましたが、私どもも全く同じ思いでございまして、これまでもまずは予算を組むときも、今、国の予算は毎年減っていつていますから、来年度予算がどれぐらいになるから県に来る金もどれぐらいかというのは想定できるわけですが、それ以上の県予算を組みまして、ちゃんと用意をした上で、その上で国のほうにいろんな要望活動をやっていると。まずは公共事業の総額をしっかりと確保してもらおうということ、そして、今お話しいただきましたけれども、整備のおくれている宮崎県のような地方に重点配分、傾斜配分してくれということで、

本省にも知事を先頭に要望に行ったり、昨日も整備局の皆さんにこっちへ来ていただいて意見交換もやったんですが、そういうさまざまな機会をとらえて予算の獲得に努めてきたところなんですけれども、結果としてこのように三角ばかりということで、非常に残念な思いがしておるところであります。引き続き、来年度予算につきましても、また次の委員会で御説明させていただきますけれども、県としては必要な予算をしっかりと組んだ上で国に対してまた強く訴えていきたいと思っておりますので、委員会の皆様方もお力添えをよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○緒嶋委員 こういうことがあるので、私も微力ながら、いろいろな立場で整備局や本省にお願いしておるわけですが、ますますもって今後とも努力してほしいというふうをお願いしておきます。

○蓬原委員 349ページ、道路保全課、道路管理費の道路管理事業の執行残に伴う補正5,305万6,000円、もともとが4億3,000万ぐらいの言うならば10%強の減額かなと思うんですけれども、道路管理事業というのは、執行残、どういうことなんですか。

○谷口道路保全課長 この5,500万円余の減額につきましては、日常のパトロール業務、全県、各土木事務所で民間委託しておりますが、その分の執行残でございます。

○蓬原委員 パトロールを1割強、少な目にしたということですか。それとも入札による結果ですか。

○谷口道路保全課長 入札による、入札差額ということでございます。

○蓬原委員 これはほかの、舗装が悪いとか、そういうところには、目的が別なところになる

から、回せないんですね。そういう組み替えとかできないんですか。

○谷口道路保全課長 一応、予算整理上は、管理については最低必要経費ということでくっっておりますので、今回の補正では減額ということで、下の欄の維持費というところで通常の維持に要する経費は支出しておるといってございませう。

○松村委員長 ほかに質疑はございませうか。

○丸山委員 プリントのほうなんです、20ページの議案第81号についてお伺いしたいんですが、先ほど、登記ができていないということで、未登記の状況とかあっていろいろと。結局これは事故繰りになるわけですか。どういうふうに思えばいいんでしょうか。

○谷口道路保全課長 予算の関係でございませうが、当該予算につきましては、平成22年度の予算で明許繰り越しをしております。当然、これが年度末に向けて解決しない場合は事故繰りということになります。

○丸山委員 予想としてはかなり率が高いというふうに見たほうがよろしいでしょうか。

○谷口道路保全課長 これから議会の承認を得まして提訴しますので、事故繰りになる可能性が高いと思ひます。

○丸山委員 解決する見込みはあるというふうに思ひてよろしいでしょうか。

○谷口道路保全課長 この案件につきましては、契約はできていまして、契約後に該当事者が2名、先ほど説明いたしました、兄弟なわけですが、それぞれの所有権を、契約内容と違ひるものを主張されているというのがありますので、かなり複雑でございませうので、それほど早い時期に解決する見込みはないのではないかとひうに思ひております。

○松村委員長 ほかにございませうか。

○蓬原委員 資料の18ページ、工事請負契約の変更、減額ですね。今までは増額はいろいろ、思ひぬ岩盤に出会ったからということだったんですけれども、減額はないのかなとずっと思ひていりましたが、初めてこういう減額になるのを見ました。請け損、もともとはそういうことがあるのが請負らしいんですけれども、請け負けというんですか、こういうのがあって、増額はあるわけだから、減額もあるのかなと思ひて、初めて聞きましたので、それもかなり金額が大きいようですが、この場合の手続のあり方というのは、当初の仕様で入札をして決めました、後、掘っていくうちに——これはどういうふうな手続でここに至るわけですか。一連の手続を後学のためにも教えておいてください。いろいろ我々議会としても知っておかないかんことではしうから、よろしくおひいします。

○白賀道路建設課長 トンネルの施工の手続ということでは、トンネル掘削に当たりましては、事前に、調査ボーリングしたり、弾性波探査とか、いろいろな調査を入れた上で、そのトンネルの岩質区分、具体的に言えば、AからDまであるんですけれども、その中でもまた細部に岩質区分を分けているんですけれども、その調査の段階でトンネルのこの部分がC区分の岩盤だとかB区分の岩盤だとかいひるので設計いたします。それで積算して、工事発注して、業者さんが決まって、業者さんがその区分でもって現場に入るんです。今回の現場もそうなんですけれども、トンネルの場合は掘っていく上で、ナトム工法ということでは掘っているんですけれども、発破で岩盤を掘削して、まず1次で吹きつけをしまして、そして支保工というんですけれども、H鋼を立てて、そしてさらに2次吹き

つけする。そして、そこにロックボルトを打っていく。地山を安定させながら次へ次へと掘削していくという形で掘っていくんですけども、当初想定していた岩盤と違ってたと。例えば、掘っていくうちに水が出てきたりとか、あるいはもうちょっといい岩盤だと見ていたのが悪いのが出てきたというときには、岩判定委員会というのを現場現場でつくっておまして、事務所の職員とコンサルと請負業者が現場に集合して岩の判定委員会というのを開くようにしております。そこで岩判定の変更がある場合は、当初想定したこれではちょっと掘れないという判断をしたときに、そこで掘削区分を変えるんです。例えばDという岩質区分だったら、支保工を入れて、15センチ吹きつけて、ロックボルト4メートルを掘るとかなんですけども、それが変わったときには、今回はそうなんですけれども、いいほうに変わったというときには、支保工ももっと飛ばしていいとか、あるいはロックボルトの長さも短くていいとか、あるいは本数も減らしていいとか、そういった変更を現場で進めてやるんです。トンネルですから、事前に設計変更というのはできませんので、そのときに指示書という形で現場に指示するわけです。これは当初、D区分だったけれども、岩盤がよかったのでC区分として変更すると。C区分で現場に入ってくださいというような指示書を切って、後の設計変更といいますか、それに対処するようにしております。

○蓬原委員 悪性じゃなくて良性のがんが見つかったから、治療費が少なくて済んだという話だと思うんですが、業者さんとの金額の折り合いの手続というのはどうなるんですか。見積もりの上での金額を決めるんですか。一たん入札していますね。

○白賀道路建設課長 今言いましたように、指示書で切って岩種区分を変更するんですけども、それでもって設計変更の作業——変更設計書、それを作成しまして、甲乙協議という形でそれで協議が成り立って設計変更というような形に進めるようにしております。

○蓬原委員 ということは、最終的にもう一回入札するとかそういうことじゃなくて、甲乙両者協議の上で、納得した上で、こういう岩があるから作業が軽減になりましたねと、だからこれだけ減額するよという、平たく言えば、手続上は話し合いで決まるというようなことですね。そして、契約書を交わすということでもいいんですね。

○白賀道路建設課長 そのとおりなんですけれども、先ほど設計変更と言いましたが、見積もりとかいう話も出ておりましたけれども、あらかじめ標準歩掛かりといいますか、標準設計で積算は決まっておりますので、その岩種区分でもって積算を、また変更設計をつくるというようなことになります。

○蓬原委員 わかりました。

○高橋委員 関連で、素朴な疑問ですけども、受注業者からこれは性善説で申し出るんですね。黙っておけばわからん。

○白賀道路建設課長 トンネルとか、こういった大規模な現場の場合には、施工管理というのを張りつけたりしておるんですけども、施工管理が常に現場を見ておりますので、その段階でいい岩が出てきたというのと、もちろん請負業者側も、これはなかなかいいのでと。性善説というのかどうかは知りませんが、いずれにしても、先ほど言いましたように、支保工を組んだりとかするのも大変といえば大変なんです。請負費にはね返ってくるというの

はもちろんございますけれども、そういったことで、現場で常々施工管理しながら進めておりますので、甲乙の中でその辺は判断しているというようなこととなります。

○高橋委員 発注側の県も現場には行くわけだから、見ることもあるわけですね。わかりました。

○緒嶋委員 日平工区のトンネル延長はほとんど変わらんですね。2メートルぐらいしか変わらんのに金額が1億4,000万違うというのは、山が、それだけ岩質が違うのか、どういうことですか。

○白賀道路建設課長 一番の違いは、今言いましたように、岩質です。先ほど言いましたような岩種区分でもって積算するものですから、それで金額の違い、さらには工期も違おうかと思うんですけども、岩種区分によって工期も変わってくるということになります。

○松村委員長 一つお伺いしたいんですけども、繰越明許費というのが今年度は、追加を入れて、説明資料の5ページでございますけれども、266億、繰越明許ということでございますが、600億の県土整備部の予算の中で266億が繰り越しということで、前年度22年度から繰り越しというのはやっぱりこれぐらいあるのか。例年、二百数十億が繰り越しになって、その繰り越しも次年度の仕事の中で毎年頭に入れて計算していることなのか。当然、その年の天候や設計や相手方やいろんな状況で繰り越しというのはしようがないことでありますけれども、266億というのが妥当——妥当というか、当然そのぐらいは考えられるのか、平年と比べての266億の繰り越しについて御説明をお願いします。

○江藤管理課長 特にお尋ねのところでございますと、公共事業の関連の繰り越しということか

と思いますので、公共事業の県土整備部の分についてお答えいたしますと、平成22年度については約315億の繰り越しでありました。繰り越しについては、特に最近でいいますと、国の経済対策の関連が、特に昨年とかは1月、2月の補正とかお願いしたところもありましたので、その分が、大部分が繰り越しになっているというところがあると思われま。繰越額そのものでいきますと、今回の公共の繰り越しが約260億ですけれども、その年々の経済対策とか、災害の発生状況、規模とかによって当然、増減はございます。今回の260億という規模としては大体、並の規模かなという感じではあります。特に過去のを見ますと、平成18年度に17年度から繰り越した公共事業予算というものが約450億ありましたけれども、大体、200億から300億の範囲で推移しているという状況であります。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようでございますので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○江藤管理課長 管理課でございます。

委員会資料の23ページをお開きください。県有車両の交通事故に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして御報告いたします。

今回の報告は3件でありますけれども、2件につきましては、同一の事故に係るものでありまして、職員の運転する車両が相手方車両と衝突したものであります。1件目は、相手方、運転者個人の人身損害に対するもので、2件目は、その車両所有者の物件損害に対するものであります。また、3件目は、駐車場内での接触事故による物件損害に対するものであります。損害賠償額につきましては、それぞれ記載しており

ます金額で和解契約を締結しておりまして、いずれも加入保険から支払われております。交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起しているところでもありますけれども、今後とも、機会あるたびに交通安全の啓発を行い、十分指導してまいりたいと考えております。

管理課は以上であります。

○谷口道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の24ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして御報告いたします。

今回の報告は、国道268号の枝落下事故以下、物損事故が5件でございます。事故内容別の内訳としまして、枝落下事故、路上落下物事故、倒木事故、側溝ぶたの不全事故及び落石事故が各1件ずつとなります。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲でございますが、少ないもので1万7,008円から最大で47万4,825円となっております。すべて道路賠償責任保険から支払われることとなります。

説明は以上でございますが、引き続き、道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。

お手元の委員会資料の25ページをごらんください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅の家賃等の滞納者に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところですが、受益者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じている

ところであります。

表に掲げております4名につきましては、県営住宅の家賃等を長期間滞納しており、これまでの再三の請求に対しましても家賃等の納付がなされないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。うち3名につきましては、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求めて訴えを提起するものであります。また、もう1名につきましては、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し出があり、分割納付もやむを得ないものとして和解を行うものであります。表の右端の専決年月日にそれぞれ専決処分を行ったものであります。

建築住宅課は以上であります。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑はございませんか。

○緒嶋委員 住宅の滞納というのは、どれくらいの期間滞納したらこういう訴えるようなことになるわけですか。

○伊藤建築住宅課長 訴えの提起ですけれども、家賃を滞納した場合には、まず1カ月おくれた場合には督促状を出しまして、それから3カ月で催告書（Ⅰ）、それから5カ月目には催告書（Ⅱ）、そして6カ月がたちましたら最終催告書というのをを出しまして、6カ月をもっても支払いがなかった場合にはこのように明け渡しを要求することとなります。

○緒嶋委員 月々の金額は違うと思うんですけども、それであれば6カ月以上滞納しておる人はいないということですか。

○伊藤建築住宅課長 明け渡しの請求につきましては、先ほど申しましたように、最終催告を

6カ月ためた方については出しておりますので、この方々については6カ月以上の滞納があるということでございます。

○緒嶋委員 ほかに、これ以外にはないのかと。

○伊藤建築住宅課長 これ以外の方もございません。

○緒嶋委員 そういう人はどういう取り扱いをしているんですか。

○伊藤建築住宅課長 県営住宅の家賃等については入居者のほうがそれぞれの事情がありますので、入居者の立場に立った、今現在、細かな納付の指導を行っているところになります。

○緒嶋委員 指導は指導でいいんですが、これ以外には6カ月以上の滞納しておる人はいないということですか。訴えを提起するわけですから。

○伊藤建築住宅課長 6カ月以上の方もいらっしゃいます。

○緒嶋委員 そういう人はどうなるの。説明がわからん。

○伊藤建築住宅課長 6カ月以上の方もいますけれども、こちらのほうでも納付指導をやっておりまして、その方々につきましても、例えば分納するとかいうことで改善が図られている方もいらっしゃいますけれども、今回の方につきましても、悪質ということで、こちらの指導についても対応がないとか、全然応答がないという方については悪質ということを判断いたしまして、提起しているところでございます。

○緒嶋委員 分割でも幾らずつか入れておる人には提起はしないということですね。

○伊藤建築住宅課長 そうでございます。

○蓬原委員 関連して、月の家賃というのはおおむねどれぐらいなんですか。

○伊藤建築住宅課長 公営住宅のほうは法で決まっております、家賃というのは、まずは建物の新しさというんですか、それから建物の大きさというのがありますけれども、それと利便性がありますけれども、それ以外にもう一つ大きな要素といいますのは、入っていらっしゃる方の所得によって決まっております、これが法によってランクが8ランクで決まっておりますけれども、それぞれの所得によって決まっておりますので、一概に幾らとは言えないんです。現在、県営住宅に入っている方の平均では2万5,000円から3万ぐらいになっております。

○蓬原委員 訴えの提起というのは、法律上の手続ですから、裁判所ですか。

○伊藤建築住宅課長 裁判所になります。

○蓬原委員 この裁判にかかる費用は県としてどういう費用負担になるんですか。訴えられたほうと訴えたほうとの関係です。

○伊藤建築住宅課長 裁判費用については県のほうでの負担ということになります。

○蓬原委員 おおむねどれぐらいの費用がかかるんですか。

○伊藤建築住宅課長 通常はたしか30万ほどだったというふうに思っております。

○蓬原委員 そうなった場合に、かかる費用と取るほうの家賃との差額を考えると、赤字という言い方がいいのかわかりませんが、プラマイは出すほうが大きくないですか。ほかに何かいい解決法はないのかなという気がしたので、大ざっぱに聞いたところですけども、そのあたりの考えはどうなんですか。やっぱりこういうことは前例としてよくないので、ちゃんと金がかかっても示しをつけるというその辺の哲学的なものがあるんですかね。

○伊藤建築住宅課長 県のほうで明け渡しを言いまして、明け渡しの期日からにつきましては、入居者のほうには遅延損害金ということで設けております。その損害金というのは、最大でその付近の住宅の2倍程度ということまで要求できるようにしておりますので、そういうことで損害金を求めています。

○蓬原委員 例えば契約に、この契約条項を守らない場合は、別に訴えは起こさなくても、裁判所の結果が出なくても、強制的に立ち退きをしていただくという、そうすればその経費もかからんわけですが、事務的にも楽すると思うんですが、そういうのではだめなんですか。そこには居住権とかいろんな権利が絡んでくるから、裁判所の手続を経ないといけないということなんですか。

○伊藤建築住宅課長 明け渡しにつきましては、住宅については裁判所のほうで強制執行権がありますので、そちらのほうにお願いするという格好になります。

○蓬原委員 通さないかんわけですね。わかりました。

○丸山委員 教えていただきたいんですが、25ページの提訴のほうは専決、20ページは議案として上げられたというのは、何が違って専決できるものとできないものがあるのかというのを教えていただくと助かるんですが。

○谷口道路保全課長 道路保全課の損害賠償につきましては、相手方への支払いがなるだけ遅延しないようにということでタイムリーに専決処分をしております。議会のたびに報告させていただいているということでございます。

○丸山委員 議案81号です。

○谷口道路保全課長 失礼いたしました。議案のほうでございますが、これにつきましては、

県の予算を使った契約ということで、それが実行されないということでございますので、その履行を求めた裁判を起すということで議案案件になっているというふうに認識しております。

○江藤管理課長 議会への専決事項の報告についてですけれども、もともと自治法の規定で、議会の議決によって何が軽易な事項ですよというのを指定したものについては知事のほうで専決できる、議会のほうに報告しなければならないとなっております、その中で300万円以下の損害賠償の額の決定に係るもの、最後に出ております県営住宅の訴えの提起等については、議会のほうで指定をいただいておりますので、それで今回の報告になっているということでありませう。

○伊藤建築住宅課長 あわせて今の説明なんですけれども、知事の専決処分につきましては、昭和63年の県議会のほうで指定を受けているということは何っております。

○内村委員 お尋ねしますけれども、1つは損害賠償の事故の道路保全課の分ですが、小林の野尻で枝が落ちてきた事故で、車の損害が47万4,825円、倒木によるのが18万円ということなんですが、見たところ、枝の落ちたほうが事故が少ないかなという感じを受けますが、この説明をお願いいたします。

○谷口道路保全課長 まず、高いほうの案件でございますが、これにつきましては、損傷した部分がバンパーとフロントガラス、それと、タクシーの営業車でございましたので、休車の損害料とかも含めまして、この金額になっております。3番目につきましては、車は軽自動車でございますが、フロントガラスのみの損傷ということでこの額になっております。

○内村委員 わかりました。もう1点は、住宅

の訴えの提起ということですが、保証人の方へのアプローチとか、そういうのはどうなんですか。まず、契約のときに保証人が入っていると思うんですが、保証人の方とのそういうのはどうなっていますか。

○伊藤建築住宅課長 保証人の方には明け渡し前に、御協力とか御指導とかをお願いしております、ただ、保証人の方に納入についての法的な措置についてはとっておりません。

○内村委員 それだったら保証人の意味がないんじゃないかと思うんですが、そこをお願いします。

○伊藤建築住宅課長 もともと県営住宅は低所得者のための住宅ということで、中には生活保護の方とかいう方もいらっしゃるんですけど、どちらかという、保証人というよりか身元引き受けの方をお願いしている方が多いということで、地元の民生委員とか、自治会の会長さんという方もなっいらっしゃいます。入るに当たっては保証人がいないと入れないんですけども、ではその方々にまで法的に請求できるかということなかなか難しいので、納入についての御指導はお願いしておりますけれども、法的に支払いを求めているところまでは至っておりません。

○高橋委員 課長が言えるか言えないかわかりませんが、保護者であればまた問題があると私は思って、あの方たちには保護費というのが出ていて、住居費の相当分が毎月支給されるんです。保護者の方がそういうことになるとちょっと問題だなと思って、今お尋ねしていますが、こういう滞納する人というのは保護者の方が多いということですか。

○伊藤建築住宅課長 保護者といいますのは、生活保護のことだというふうに思っているんで

すけれども、生活保護のことでよろしいのでしょうか。生活保護につきましては、住宅扶助ということで、住宅扶助があった場合には代理納付というのができますので、実際に生活保護の方につきましては、直接、県のほうに受け入れるというのができますけれども、生活保護になる前のところとか、生活保護を受けられる前の滞納については、生活保護の方につきましても滞納分は残っております。

○高橋委員 保護になる前の滞納があるということですが、実は私、ケースワーカーをしていたものですから、経過はよく存じているんですが、そこはケースワーカーと連携で、分割納付とかさせるんです。保護費からそれで終わらせちゃうんです。もちろん、1カ月の生活費に多額に食い込まないように、そういうところをうまく連携されるといいのかなと思うんですが、今は指定管理者になりましたね。だから、その辺がうまくいかないのかなと思ったりしています。

○伊藤建築住宅課長 委員がおっしゃるとおり、生活保護の方につきましては、居どころもはっきりしておりますし、保護になった場合にはこちらのほうで直接受け入れができますので、分納といいますか、分割払いのほうで指導しております。それから、法的措置の前に、御存じのように、指定管理にしていますけれども、指定管理者のほうにつきましては、各土木事務所と福祉の方とそういう格好で指導するということが当然やっているところでございます。

○高橋委員 よろしく申し上げます。

○緒嶋委員 これは前から私もどうかなと思うんですが、損害賠償額を定めることについて、相手方の名前は出るけれども、事故を起こした人の名前は出らんわけですね。これは県

職員のプライバシーにもならんと思うんだけど、事故を起こした人のあれで、こういう書き方というのは本当に公平な書き方かな。相手の名前は書くけれども、事故を起こした人の名前は出らんんというのは、どうして出ないのか、理由は。

○江藤管理課長 相手方については住所と名前と特定できるような書き方で、これは従来からずっとこういう書き方で報告させていただいております。この損害賠償額は、当然、和解契約を結ぶわけですけれども、和解契約の当事者としては県と相手方ということになりますので、こういう記載の仕方になっているのではないかと考えております。ただ確かに、委員会で審議する中で相手方の名前等出ることについては特に支障はないかと思っておりますけれども、もともと報告書という形で公開されている資料でありますので、そのあたりについてはまた関係課のほうとそういう御質問があったということでお話をさせていただきたいと思っております。

○緒嶋委員 これは無理して書けということじゃないんだけど、そういう人たちも、もちろん反省はしておるだろうと思うんだけど、公平に見た場合、やられたほうは名前が出るけれども、やったほうは名前が出らんんというのは、これが本当に公平な表現かなという気がするものだからですね。これはほかの部も同じです。すべてこうなるわけで、前々からこういう書き方一逆に、それなら2人とも名前を書かんで、何番地のだれですも書かんほうがいいんじゃないかと。やられたほうはわかるが、やったほうはわからんんというのは、公平な表現かなという気がいつもしておるわけです。そして、これは保険で当然払うといいながら、個人は全然払わんわけでしょう。個人は、事故を起こし

た人はこの金額については何も負担する必要はないわけですね。

○江藤管理課長 損害賠償額の決定につきましては、賠償等審査会という庁内の審査会がございまして、そこで本人の過失なりを審議した上で、本人に求償すべきというような決定が出れば、全額か幾らかは別にしまして、そういうことも規定はされております。ただ現実的に、単なる本人の不注意による事故とかいったような場合には、本人までの求償もなく、こうした交通事故の場合については加入保険で対応しているということになります。

○緒嶋委員 本人に求償したというのは恐らくないだろうと。飲酒運転でやったとかなら別ですけれども、これは通常の公務の中でやられたことだから、県がそういう保険でやるというのは正しいけれども、何かこういう書き方が本当にいいのかなといつも疑問に思うものだから。

○蓬原委員 これは加害者側ですね。県庁側が相手にぶつかったと。逆に、県有車が事故をもらって、もらい事故側で保険をもらうというのはないんですか。これまで上がってきたことがないように思うけれども。

○江藤管理課長 当然、公用車を運転している中での交通事故で全くこちらに過失がないといえますか、相手方が10割の事故というのはございます。昨年の例でいきますと、公用車、交通事故の分が6件発生しております。1件は今回上げている分ですけれども、残りの5件は相手方の責任によるものというふうに聞いております。その分については県が損害賠償するという側ではありませんので、今回の議会の報告には出てきておりません。

○蓬原委員 そうだろうと思うんです。その場合の県が損害を受けたことによる、相手方が支

払う損害賠償額というのは、県の一般会計に入っていくんですか。

○江藤管理課長 一般会計の恐らく雑入で受けていると思います。

○蓬原委員 あるはずですね。これは保険から出るんだろうけれども、入ってくるのはどこかが受けないかん。

○松村委員長 今のは確認をとったほうがいいですか。

○蓬原委員 いや、いいです。

○松村委員長 違い等がありましたら、また御報告ください。

○江藤管理課長 物損事故については、修理したりとか、そういった場合には、修理を行う工場、業者がいますので、そちらのほうに保険会社から直接支払われるということになりますので、県の歳入を入れて出ていくということにはならないと思います。

○蓬原委員 ありがとうございます。

○松村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 報告事項の質疑については終わります。

それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようでございます。それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 39 分休憩

午後 2 時 42 分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日ということになっておりますので、明日行

いたいと思います。開会時間を13時30分としたのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 2 時 43 分散会

平成24年3月9日（金曜日）

午後1時27分再開

出席委員（8人）

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	渡辺	創
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		丸山	裕次郎
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		囎師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	前田	陽一
議事課主任主事	野中	啓史

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第56号、第60号から第62号、第65号、第66号、第75号から第79号及び第81号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号外11件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時30分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

○丸山委員 新年度をもうすぐ迎える中に、一般質問、代表質問の中で入札制度のことも結構質問をこれまでしているんですが、明確などういふ変更なのかというのが県のほうから当委員会のほうには示されておりませんので、できますれば、この委員会の中で、当初予算編成の中で何らかの説明を求めていただければというふうに思っております。

○松村委員長 お諮りします。

今、丸山委員からの発言でございますけれども、新しい入札制度の説明を来週の委員会で求めるということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 では、そのようにいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 来週は24年度の予算でございますので、またよろしくお願ひ申し上げます。

何もないようですので、以上で委員会を終了

いたします。

午後 1 時32分閉会